

# 第3次 中山町地域福祉計画

令和8年度～令和12年度

(素案)

令和8年3月  
中山町



## 目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ・関連計画との関係	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
第2章 本町の現状と課題	6
1. 人口と世帯の推移	6
2. 人口動態	8
3. 高齢者の状況	8
4. 地区別人口の状況	10
5. 障がい者の状況	12
6. 子どもの状況	14
7. 産業・就業の状況	16
8. 地域の支援体制の状況	17
9. アンケート結果等からみる本町の現状と課題	19
10. 施策の進捗評価	39
第3章 計画の基本理念	40
1. 基本理念	40
2. 基本的な視点	40
3. 基本目標	41
4. 体系図	42
第4章 施策の方向（今後の方向）	43
基本目標1. 地域福祉の担い手の育成	43
基本目標2. 地域福祉サービスの基盤づくり	47
基本目標3. 住民が安心して暮らせるまちづくり	53
基本目標4. 地域共生社会の実現に向けたまちづくり	60
重点プロジェクト	63
第5章 計画の推進体制	65
1. 多様な担い手との協働による計画の推進	65
2. 中山町社会福祉協議会との連携による計画の推進	65
3. 計画の進行管理	65
資料編	66
1. 計画の策定経過	66
2. 中山町地域福祉計画推進委員会設置要綱	66
3. 中山町地域福祉計画策定委員会委員名簿	66
4. 用語の解説	66



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、働き方の変化などにより、地域の担い手不足や地域におけるつながりの希薄化等、住民を取り巻く社会環境は大きく変化しています。さらに、社会環境の変化に伴い様々な課題やニーズが生まれ、これまでの福祉サービスだけでは対応が難しい状況となっています。

こうしたことから、「社会福祉法」において「市町村地域福祉計画」の策定を求められ、住民の積極的な参画により、課題やニーズを明確化するとともに、高齢者、障がい者、子ども等の個別分野にとらわれず、総合的な視点から住民等と一体的に解決を図るための基本的な方針を定めるものとして位置づけられました。さらに、「社会福祉法」は平成30年4月に改正され、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民等が「我が事」として捉え、関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決することを目指していくとされたことが大きな柱となっています。

本町においても、少子高齢化に伴い高齢者世帯の増加や生活の多様化により、福祉ニーズが拡大変化する中で、すべての方が安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、第6次中山町総合発展計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の各種計画を策定し取組を推進してきました。

行政中心の福祉サービス提供だけでは、きめ細やかな対応が困難な状況となりつつあることから、地域住民一人ひとりが主体となって、地域における支え合いや助け合いの力を高める取組に参加することが重要になっています。

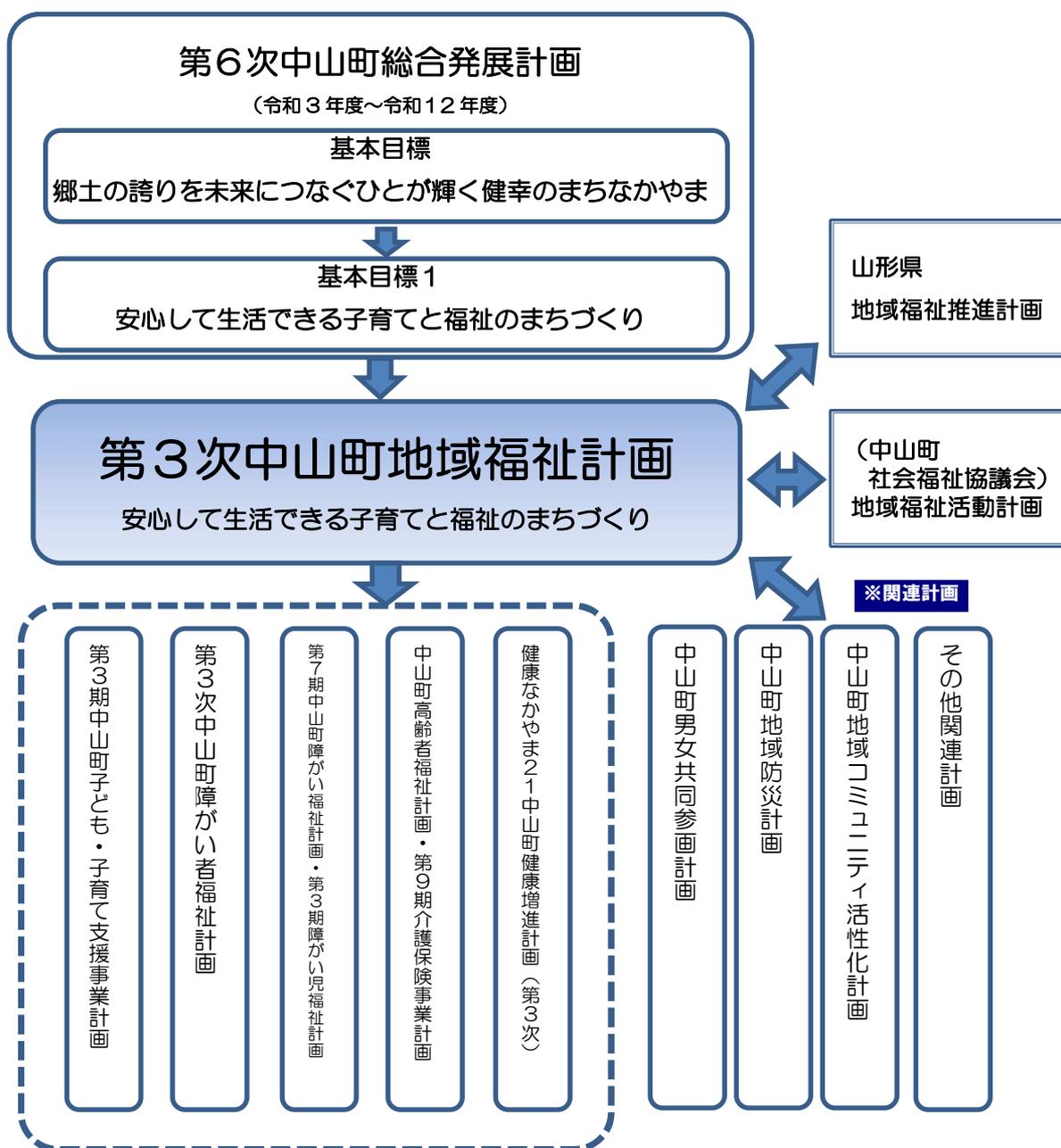
住み慣れた地域で誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、平成28年3月に第1次中山町地域福祉計画、令和3年3月には第2次計画を策定し、「安心できる健康・福祉・子育て応援のまちづくり」を推進してきました。

こうした状況を踏まえ、今後も進行する少子高齢化などの社会情勢を見据えた支援の充実により、子育て世帯や高齢者・障がい者などが安心して生活できるまちづくりを目指し、本町の最上位計画である「第6次中山町総合発展計画」の住民福祉分野の基本目標である「安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり」を基本理念とし、健康・福祉部門の上位計画として「第3次中山町地域福祉計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ・関連計画との関係

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定するものであり、「第6次中山町総合発展計画」を上位計画として、本町の健康・福祉に関連する各個別計画を有機的に結びつけることで、総合的な地域福祉の推進を図るものです。

【計画の位置づけ・関連計画との関係】



## 【社会福祉法（抄）】

### （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度～令和12年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとする。

【計画の期間】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第6次 中山町総合 発展計画	基本構想（令和3年度～令和12年度）									
	基本計画前期（令和3年度～令和7年度）					基本計画後期（令和8年度～令和12年度）				
中山町 地域福祉 計画	第2次計画					第3次計画				

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 地域福祉計画推進委員会の設置

本計画の策定にあたっては、地域住民組織及び福祉団体に所属する方、福祉事業従事者、学識経験者等からなる「中山町地域福祉計画推進委員会」を設置し、広く意見を求めました。

#### (2) アンケートの実施

##### ① 住民アンケート

令和7年1～2月、町内に在住の18歳以上の住民を対象に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

【住民アンケート調査概要】

調査対象	町内に在住の18歳以上の住民
抽出方法	上記対象者の中から無作為抽出
調査方法	郵送配布一郵送回収
調査期間	令和7年1月22日（水）～2月3日（月）
回収状況	配布数：1,800票      回収数：850票      回収率：47.2%

【回答者の年代】

10歳代	13票	30歳代	59票	50歳代	102票	70歳以上	281票
20歳代	58票	40歳代	103票	60歳代	224票	無回答	10票

## ② 団体等アンケート

令和7年8～9月、町内の自治会・区長、民生委員・児童委員等福祉関連団体等に所属されている方を対象に「地域福祉に関する団体等アンケート」を実施しました。

### 【団体等アンケート調査概要】

調査対象	自治会・区長、民生委員・児童委員等福祉関連団体等に所属されている方
調査方法	郵送配布－郵送回収
調査期間	令和7年8月29日（金）～9月16日（火）
回収状況	配布数：95票      回収数：51票      回収率：53.7%

## （3）住民懇談会の開催

令和7年9月、団体等アンケートの対象者などを中心に住民懇談会を開催し、地域の課題、課題の解決方法等の話し合いを実施しました。

### 【住民懇談会の概要】

参加者数	11名
開催日時	令和7年10月1日（水）19：00～21：00
開催場所	中山町保健福祉センター 2階研修室
開催内容	地域の課題、課題の解決方法等の話し合い

## （4）パブリックコメントの実施

令和8年2月、住民意見の反映として、パブリックコメントを実施しました。

## 第2章 本町の現状と課題

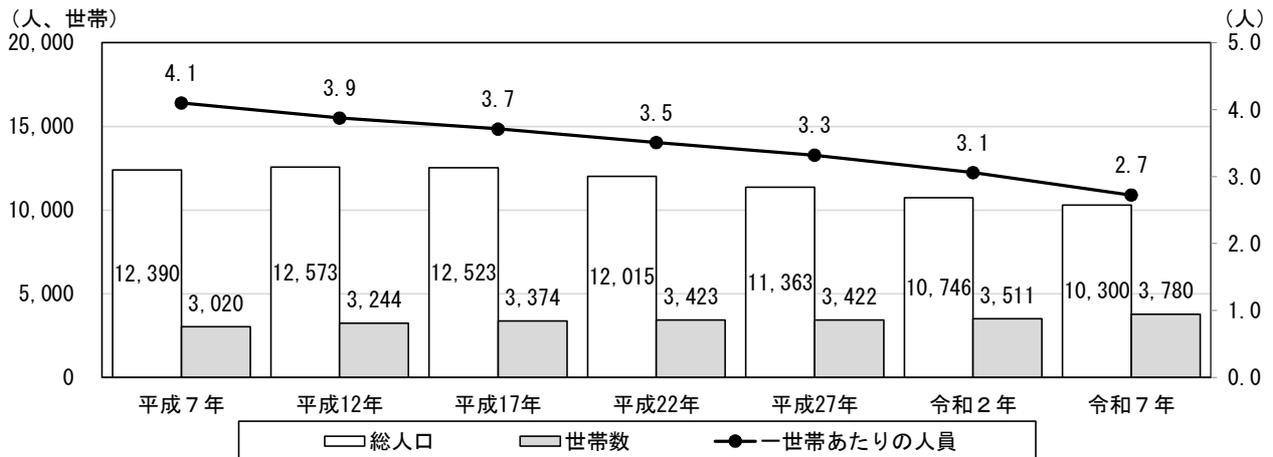
### 1. 人口と世帯の推移

総人口は、平成12年以降緩やかに減少し、令和7年には10,300人となっています。一方、世帯数は増加傾向で、令和7年は3,780世帯となっています。また、一世帯あたりの人員は、減少傾向で推移し、令和7年は2.7人となっています。

【人口と世帯の推移】

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	12,390	12,573	12,523	12,015	11,363	10,746	10,300
世帯数	3,020	3,244	3,374	3,423	3,422	3,511	3,780
一世帯あたりの人員	4.1	3.9	3.7	3.5	3.3	3.1	2.7

資料：国勢調査（平成7年～令和2年）、住民基本台帳（令和7年9月末現在）



年齢3区分別人口は、0～14歳と15～64歳は減少傾向が続き、0～14歳は平成7年の2,146人に比べると令和7年には963人と1,183人の減少となり、15～64歳は平成7年と令和7年を比べると2,268人減少しています。一方、65歳以上は年々増加しており、令和7年には3,990人となっています。

年齢3区分別人口割合は、令和7年には0～14歳が9.3%、15～64歳が51.9%、65歳以上が38.7%となっています。

### 【年齢3区分別人口】

(人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
0～14歳	2,146	1,909	1,741	1,495	1,293	1,132	963
15～64歳	7,615	7,716	7,581	7,196	6,500	5,779	5,347
65歳以上	2,629	2,948	3,201	3,324	3,570	3,835	3,990

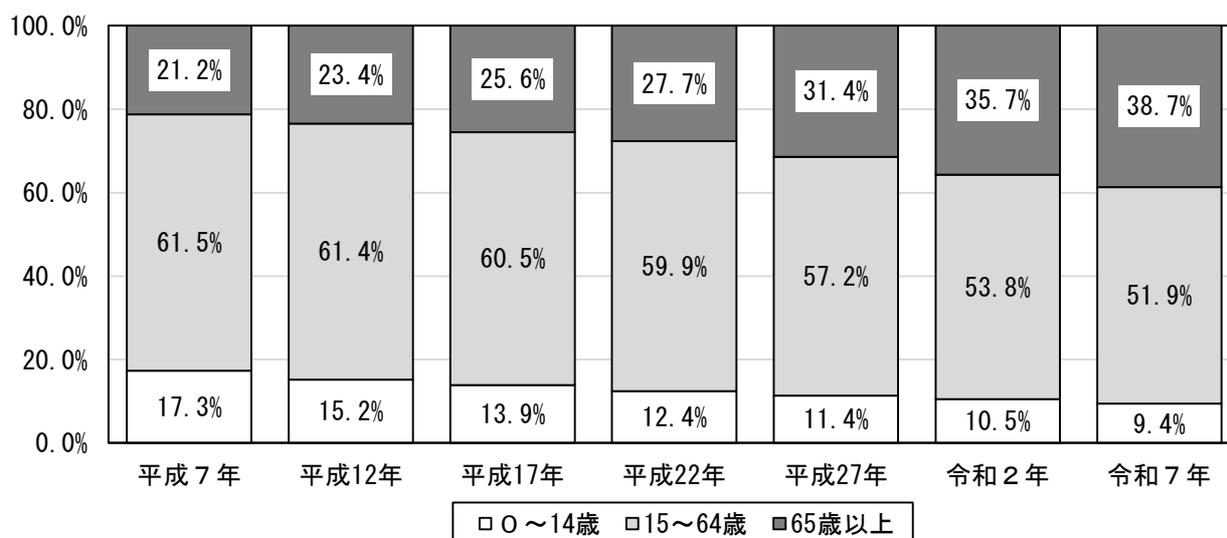
資料：国勢調査（平成7年～令和2年）、住民基本台帳（令和7年9月末現在）

### 【年齢3区分別人口割合】

(%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
0～14歳	17.3	15.2	13.9	12.4	11.4	10.5	9.4
15～64歳	61.5	61.4	60.5	59.9	57.2	53.8	51.9
65歳以上	21.2	23.4	25.6	27.7	31.4	35.7	38.7

資料：国勢調査（平成7年～令和2年）、住民基本台帳（令和7年9月末現在）



## 2. 人口動態

自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減で推移しており、令和6年には出生数 31 人、死亡数 162 人で自然増減はマイナス 131 人となっています。

社会動態は、転入数が転出数を上回る社会減で推移しており、令和6年には転入数 215 人、転出数 218 人で社会増減はマイナス3人となっています。

### 【自然動態】

(人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
出生	75	68	45	61	55	75	37	49	36	31
死亡	174	165	157	171	148	174	127	180	154	162
自然増減	△99	△97	△112	△110	△93	△99	△90	△131	△118	△131

資料：住民税務課（1月～12月）

### 【社会動態】

(人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
転入	271	240	182	277	245	223	217	199	190	215
転出	291	274	257	315	245	265	245	242	201	218
社会増減	△20	△34	△75	△38	0	△42	△28	△43	△11	△3

資料：住民税務課（1月～12月）

## 3. 高齢者の状況

### (1) 一人暮らし高齢者等の状況

一人暮らし高齢者（65歳以上）及び高齢者夫婦世帯数をみると、ともに増加傾向で推移しており、令和7年度の一人暮らし高齢者（65歳以上）は562人、高齢者夫婦世帯は562世帯となっています。

### 【一人暮らし高齢者等の状況】

(人/世帯)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
一人暮らし高齢者 (65歳以上)	176	198	280	309	329	345	469	501	524	545	562
高齢者夫婦世帯	299	298	413	451	457	493	506	537	544	558	562

※平成29年度より一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯数調査方法変更

(変更前：民生委員情報、変更後：住民税務課)

資料：健康福祉課（各年度4月1日現在）

## (2) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、700人前後で推移しており、令和7年は692人となっています。平成27年と比べると、特に要介護1・2・4で増加しています。

### 【要支援・要介護認定者の状況】

(人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
要支援1	97(3)	97(2)	93(4)	112(1)	109(1)	101(3)	89(1)	88(1)	74(2)	79(1)	72(1)
要支援2	109(1)	101(2)	96(3)	83(0)	90(0)	108(2)	86(1)	84(1)	97(2)	86(1)	92(1)
要介護1	126(2)	130(3)	144(0)	150(3)	163(3)	160(1)	143(2)	147(0)	142(2)	141(2)	160(1)
要介護2	118(6)	116(7)	113(5)	118(5)	119(4)	104(2)	114(1)	125(3)	131(2)	134(0)	134(2)
要介護3	86(2)	93(1)	75(0)	81(0)	78(0)	92(1)	96(2)	84(1)	82(0)	85(3)	83(2)
要介護4	76(1)	66(0)	87(0)	86(1)	90(2)	90(1)	85(1)	94(1)	100(1)	101(2)	95(1)
要介護5	90(4)	84(4)	76(4)	70(5)	56(4)	59(3)	65(3)	62(4)	60(4)	55(2)	56(2)
合計	702(19)	687(19)	684(16)	700(15)	705(14)	714(13)	678(11)	684(11)	686(13)	681(11)	692(10)

※ ( ) 内は第2号被保険者数(40歳~64歳)の内数

資料：健康福祉課(各年9月末現在、令和7年は7月末現在)

## (3) 老人クラブの状況

老人クラブ連合会では高齢者福祉の向上、健康保持等のため、毎年様々なイベントを行っています。しかし、単位クラブの会員の減少等により連合会からの脱退が続いており、平成27年度から令和7年度にかけて9クラブ、315名の会員が減少しています。会員減少は全国的な課題となっており、この課題は本町も避けて通れないものといえます。

### 【老人クラブ連合会の状況】

(クラブ・人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
クラブ数	14	10	10	10	9	8	7	6	6	5	5
会員数	445	340	327	322	280	259	234	197	173	139	130

資料：社会福祉協議会(各年度3月末現在、令和7年度は見込み)

## 4. 地区別人口の状況

### (1) 長崎地区

#### ① 行政区別人口

行政区別人口では、「北小路」が391人と最も多く、次いで「桜町2」が378人、「旭町2」が353人となっています。

地区名	人数(人)	地区名	人数(人)	地区名	人数(人)
達磨寺1	166	旭町2	353	梅ヶ枝町6	195
達磨寺2	149	中原団地	87	西町	130
達磨寺3	126	広瀬団地	60	南小路	215
達磨寺4	121	川端	223	三軒屋	138
向新田	153	下川	225	落合	128
新田町1	181	桜町1	352	文新田1	161
新田町2	118	桜町2	378	文新田2	116
新田町3	158	北小路	391	いずみ1	185
上町	331	西小路	169	いずみ2	200
新町	136	梅ヶ枝町1	213	あおば1	200
元町	294	梅ヶ枝町2	208	あおば2	259
中町	36	梅ヶ枝町3	134	あおば3	226
柳町	155	梅ヶ枝町4	243		
旭町1	273	梅ヶ枝町5	159	合計	7,745人

資料：住民基本台帳（令和7年3月末現在）

#### ② 男女別人口

男女別人口では、女性の人数が男性の人数を若干上回っており、女性3,920人に対し、男性は3,825人となっています。

	人数(人)	割合
男性	3,825	49.4%
女性	3,920	50.6%
合計	7,745	100.0%

資料：住民基本台帳（令和7年3月末現在）

## (2) 豊田地区

### ① 行政区別人口

行政区別人口では、「金沢3」が177人と最も多く、次いで「柳沢1」が154人、「金沢2」「柳沢2」がともに147人となっています。

地区名	人数(人)	地区名	人数(人)	地区名	人数(人)
金沢1	99	柳沢5	44	岡2	79
金沢2	147	柳沢6	97	岡3	138
金沢3	177	土橋1	80	岡4	104
金沢4	56	土橋2	71	岡5	58
金沢5	144	土橋3	77	小塩1	133
柳沢1	154	土橋4	65	小塩2	98
柳沢2	147	土橋5	77	小塩3	135
柳沢3	104	土橋6	62	ひまわり荘	108
柳沢4	81	岡1	94	合計	2,629人

資料：住民基本台帳（令和7年3月末現在）

### ② 男女別人口

男女別人口では、女性の人数が男性の人数を若干上回っており、女性1,368人に対し、男性は1,261人となっています。

	人数(人)	割合
男性	1,261	48.0%
女性	1,368	52.0%
合計	2,629	100.0%

資料：住民基本台帳（令和7年3月末現在）

## 5. 障がい者の状況

### (1) 障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度以降減少傾向で推移しており、令和7年度は467人となっています。療育手帳所持者数は、おおむね増加傾向にあり、令和7年度は87人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増減していましたが、令和3年度以降は増加傾向となっており、令和7年度は81人となっています。また、合計については、増減を繰り返しており、令和7年度は635人となっています。

#### 【障害者手帳所持状況】

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
身体障害者 手帳所持者	553	544	552	539	552	550	545	534	527	514	467
療育手帳 所持者	70	74	77	77	77	75	79	80	82	82	87
精神障害者 保健福祉手帳 所持者	65	70	66	67	74	77	68	71	74	78	81
合計	688	688	695	683	703	702	692	685	683	674	635

資料：健康福祉課（各年度4月1日現在）

### (2) 身体障害者手帳所持者の内訳

身体障害者手帳所持者の内訳は、内部機能障がいは増減を繰り返していますが、それ以外はおおむね減少傾向で推移しています。

#### 【身体障害者手帳所持者の内訳】

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
視覚障がい	29	26	27	25	23	23	25	22	22	20	21
聴覚障がい・ 平衡機能障がい	69	64	61	60	61	61	58	61	60	53	51
音声・言語・ そしゃく機能障がい	1	1	2	2	2	2	2	1	1	2	1
肢体機能障がい	324	327	327	313	325	321	312	303	294	292	256
内部機能障がい	130	126	135	139	141	143	148	147	150	147	138
合計	553	544	552	539	552	550	545	534	527	514	467

資料：健康福祉課（各年度4月1日現在）

### (3) 療育手帳所持者の内訳

療育手帳所持者の内訳は、A（重度）・B（中軽度）とも年度によってばらつきがありますが、おおむね増加傾向で推移しています。

#### 【療育手帳所持者の内訳】

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
A（重度）	20	21	25	26	25	26	28	29	29	29	29
B（中軽度）	50	53	52	51	52	49	51	51	53	53	58
合計	70	74	77	77	77	75	79	80	82	82	87

資料：健康福祉課（各年度4月1日現在）

### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳は、1級が減少傾向にありますが、2・3級は増加傾向にあります。

#### 【精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳】

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
1級	22	22	18	17	17	17	15	13	12	11	14
2級	28	28	26	32	37	38	36	39	42	44	41
3級	15	20	22	18	20	22	17	19	20	23	26
合計	65	70	66	67	74	77	68	71	74	78	81

資料：健康福祉課（各年度4月1日現在）

## 6. 子どもの状況

### (1) なかやま保育園の状況

なかやま保育園の園児数は、令和2年度をピークに減少に転じ、令和7年度は148人となっています。また、令和7年度の保育士数は27人となっています。

#### 【なかやま保育園の園児・保育士の状況】

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
0歳児	9	10	10	6	10	8	7	2	5	5	1
1歳児	31	33	25	33	33	32	31	27	23	34	21
2歳児	25	39	44	30	36	38	36	33	32	27	31
3歳児	43	31	41	46	39	40	43	39	33	35	27
4歳児	32	45	31	41	48	41	41	46	40	33	35
5歳児	44	33	47	33	39	49	41	43	47	40	33
合計	184	191	198	189	205	208	199	190	180	174	148
保育士数	23	24	24	26	27	25	24	24	25	28	27

※保育士に関しては保育士資格保有者数。

資料：健康福祉課（各年度4月現在）

### (2) ながさき幼稚園の状況

ながさき幼稚園の園児数は、令和元年度をピークに減少に転じ、令和7年度は85人となっています。また、令和7年度の教諭数は19人となっています。

#### 【ながさき幼稚園の園児・教諭の状況】

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
満3歳児	11	15	14	15	10	14	19	18	12	13	14
3歳児	43	46	42	46	51	23	28	30	25	25	18
4歳児	45	41	47	41	51	55	25	27	31	28	26
5歳児	55	46	46	46	39	52	54	25	28	33	27
合計	154	148	149	148	151	144	126	100	96	99	85
教諭数	13	16	15	16	16	16	17	18	18	19	19

※教諭に関しては教諭免許保有者数。園児について町内外混在している。

資料：ながさき幼稚園（各年度3月末現在、令和7年度は見込み）

### (3) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、平成30年3月末にまどか園が廃園し、平成30年4月1日から第1・2長崎地区放課後児童クラブ（ながさきクラブ1・2）を開所し、令和2年4月1日から新たに第3長崎地区放課後児童クラブ（ながさきクラブ3）を開設しました。放課後児童クラブの利用者数は、豊田地区放課後児童クラブ（たかとりクラブ）では令和7年度には46人、長崎地区放課後児童クラブでは154人と増加傾向にあり、支援員数も長崎地区放課後児童クラブでは増加しております。

#### 【放課後児童クラブ（学童保育）の児童・指導者の状況】

《豊田地区》

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
1年生	6	5	5	10	10	6	18	12	7	9	9
2年生	7	7	5	5	8	10	7	17	13	7	8
3年生	5	10	7	4	5	7	9	5	16	11	7
4年生	2	2	6	4	1	3	5	9	4	15	10
5年生	0	0	1	3	2	1	1	5	6	4	10
6年生	0	0	0	0	1	3	0	0	3	2	2
合計	22	24	24	26	27	30	40	48	49	48	46
支援員数	5	6	6	7	7	6	6	7	6	7	7

※支援員数は補助員を含む。

資料：社会福祉協議会（各年度3月末現在、令和7年度は見込み）

《長崎地区》

(人)

	まどか園				ながさきクラブ						
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
1年生	30	23	15	33	25	39	39	13	43	40	39
2年生	9	23	18	14	28	25	39	11	27	42	38
3年生	6	7	17	12	10	20	23	13	34	24	40
4年生	2	1	0	6	0	3	13	4	22	27	19
5年生	0	0	0	0	0	0	2	2	7	5	17
6年生	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	1
合計	47	54	50	65	63	87	116	44	136	140	154
支援員数	5	5	5	7	7	12	14	14	15	14	16

※支援員数は補助員を含む。資料：まどか園・社会福祉協議会（各年度3月末現在、令和7年度は見込み）

## 7. 産業・就業の状況

15歳以上の産業別就業者数は、第1次、第2次、第3次産業ともに減少傾向となっており、平成27年から比べると令和2年には第1次産業が153人減、第2次産業が110人減、第3次産業が93人減となっております。

【15歳以上の産業別就業者数の状況】

(人)

	平成22年			平成27年			令和2年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	6,018	3,387	2,631	5,830	3,253	2,577	5,523	3,090	2,433
第1次産業	698	409	289	651	381	270	498	311	187
農業	690	403	287	646	376	270	493	306	187
林業・狩猟業	8	6	2	5	5	-	5	5	-
漁業・水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次産業	1,821	1,241	580	1,772	1,222	550	1,662	1,158	504
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	541	455	86	539	455	84	550	459	91
製造業	1,280	786	494	1,233	767	466	1,112	699	413
第3次産業	3,488	1,727	1,761	3,371	1,632	1,739	3,278	1,569	1,709
卸・小売業	1,025	506	519	903	432	471	821	393	428
金融・保険業	131	47	84	117	42	75	115	43	72
不動産業	42	22	20	51	21	30	43	26	17
運輸・通信業	358	303	55	311	266	45	307	267	40
電気・ガス・水道業	36	27	9	26	21	5	32	27	5
サービス業	1,714	684	1,030	1,797	717	1,080	1,770	683	1,087
公務	182	138	44	166	133	33	190	130	60
分類不能の産業	11	10	1	36	18	18	85	52	33

資料：国勢調査

## 8. 地域の支援体制の状況

### (1) 中山町社会福祉協議会の活動状況

社会福祉協議会は、福祉行政のパートナーとも称され、行政や制度に基づく福祉の手の届きにくいきめ細やかな地域福祉事業や先駆的な福祉活動の担い手として期待されています。このため、行政による運営支援に加え、独自事業推進のための自主財源の充実が望まれます。

中山町社会福祉協議会は町からの受託事業のほか、福祉関係団体の運営支援や住民の活動、民間の活動などへの支援、住民の身近な相談窓口や生活支援等地域の特性に応じた様々な福祉事業などに取り組んでいます。

進展する高齢化社会や生活困窮者支援に貢献するためには、福祉行政との適切な連携と役割分担、自主事業推進のための財源や人員体制の充実等が望まれます。

### (2) 民生委員・児童委員の活動状況

令和7年度現在、本町には民生委員・児童委員が27人、主任児童委員が2人おり、住民の生活状況の把握や要援助者の自立に向けた相談、社会福祉協議会などの社会福祉事業者・活動者との連携・活動支援等を行っています。

しかし、福祉の重要性が増す中で委員の業務は広範囲にわたり、負担が大きくなっています。委員の担い手も不足しており、後継者の育成等世代交代の準備を含めて、地域全体で委員を支える体制づくりが必要になっています。

#### 【民生委員・児童委員の状況】

(人)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
民生委員・児童委員	27	27	27	27	27	27	27	27	27
主任児童委員	2	2	2	2	2	2	2	2	2

資料：健康福祉課（各年度5月現在）

### (3) ボランティア団体の状況

現在、本町には保健・福祉・教育・地域活動等の分野でボランティア活動を行っている団体があります。

若い世代の入会が少ないことに加え、会員の高齢化や減少等による活動の停滞傾向が共通の悩みとなっています。

#### 【主なボランティア団体の状況】

団体名	活動の概要
ボランティアあさひ	青少年育成、町内イベント等ボランティア活動等、災害ボランティア活動等
ボランティアーニの会	国道クリーン作戦・冬季除雪作業等町内ボランティア活動等
中山昔語りの会	研修、諸施設での語り等
ボランティアひまわりの会	介護老人福祉施設の清掃、デイサービス利用者の話し相手、単身高齢者の話し相手、各福祉事業への支援
中山町女性団体連絡協議会	研修、「女性まつり」開催、介護老人福祉施設でのボランティア活動等

資料：社会福祉協議会（令和7年10月現在）

### (4) 保健・医療従事者の状況

本町の保健・医療従事者は、看護師・准看護師が増加傾向となっています。

#### 【保健・医療従事者の状況】

(人)

	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年
医師	5	4	4	5
歯科医師	2	3	3	3
薬剤師	0	0	0	1
保健師	5	4	5	4
助産師	0	1	1	2
看護師	13	17	18	24
准看護師	12	11	13	14

資料：健康福祉課（2年毎調査）

## 9. アンケート結果等からみる本町の現状と課題

### (1) 住民アンケート調査

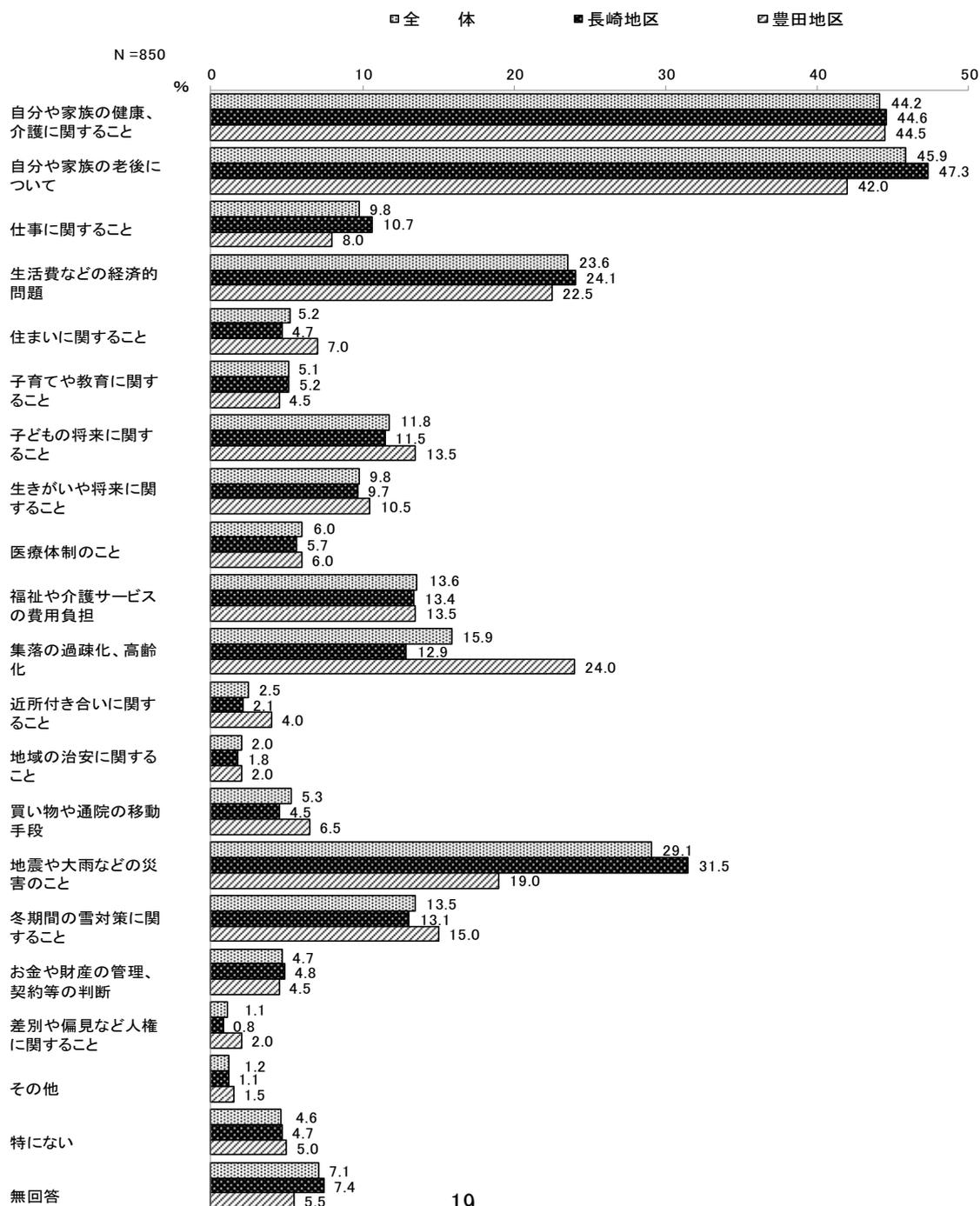
#### ① 住民アンケート調査結果（抜粋）

##### ア 求められる地域福祉サービス

##### 問8 暮らしの中での不安や悩み（3つまで）

全体では、「自分や家族の老後について」が46%と多く、次いで「自分や家族の健康、介護に関すること」が44%、「地震や大雨などの災害のこと」が29%となっています。

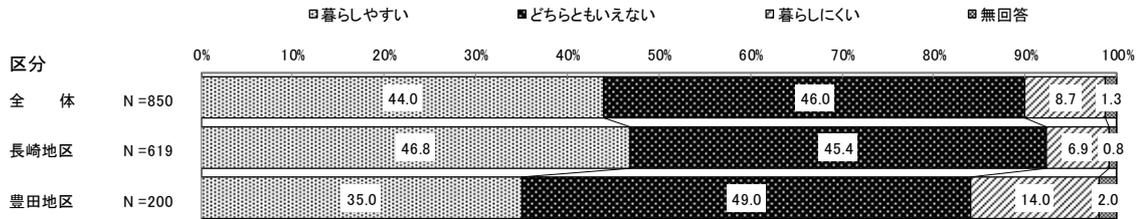
地区間の差が大きい項目としては、「自分や家族の老後について」は長崎地区が47%、豊田地区が42%となっています。「集落の過疎化、高齢化」は長崎地区が13%、豊田地区が24%となっています。「地震や大雨などの災害のこと」は長崎地区が32%、豊田地区が19%となっています。



## 問20 地域の暮らしやすさ

全体では、「どちらともいえない」が46%と多く、次いで「暮らしやすい」が44%、「暮らしにくい」が9%となっています。

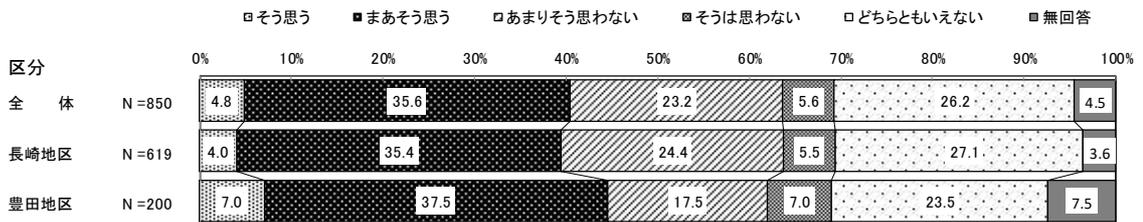
地区間の差が大きい項目としては、「暮らしやすい」は長崎地区が47%、豊田地区が35%となっています。「暮らしにくい」は長崎地区が7%、豊田地区が14%となっています。



## 問26 中山町は助け合い・思いやりがあると思う

全体では、「まあそう思う」が36%と多く、次いで「どちらともいえない」が26%、「あまりそう思わない」が23%となっています。

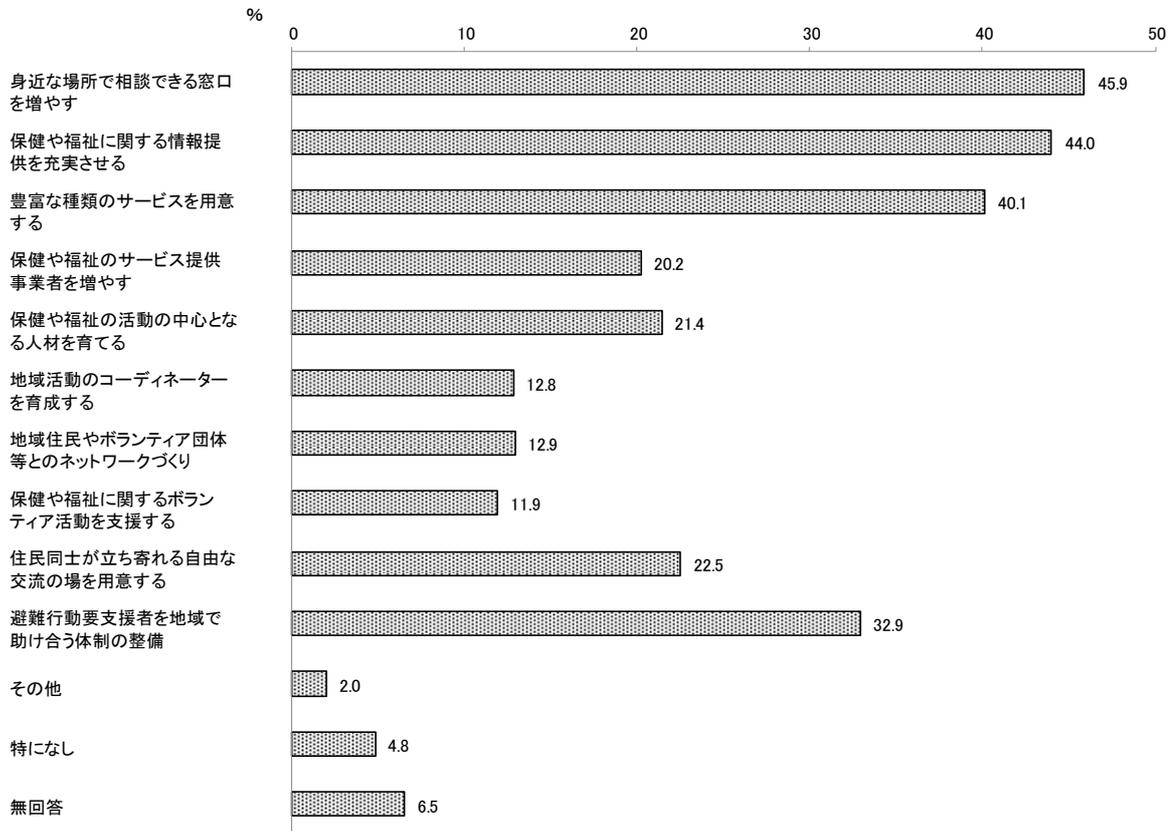
地区間の差が大きい項目としては、「あまりそう思わない」は長崎地区が24%、豊田地区が18%となっています。



### 問33 安心して生活するために必要な施策（いくつでも）

「身近な場所で相談できる窓口を増やす」が46%と多く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」が44%、「豊富な種類のサービスを用意する」が40%となっています。

N = 850

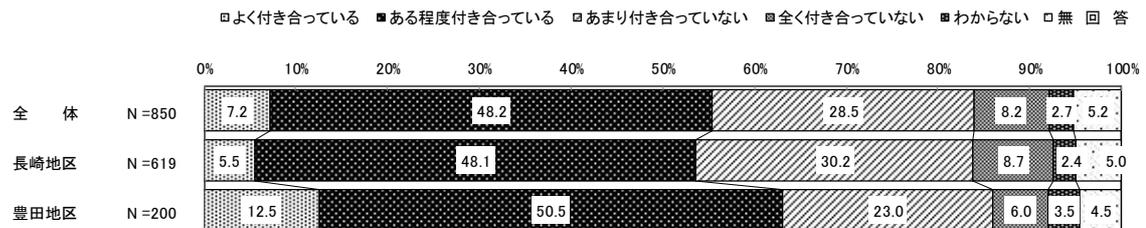


## イ 地域での付き合いや助け合いの状況

### 問10 地域での付き合いの程度

全体では、「ある程度付き合っている」が48%と多く、次いで「あまり付き合っていない」が29%、「全く付き合っていない」が8%となっています。

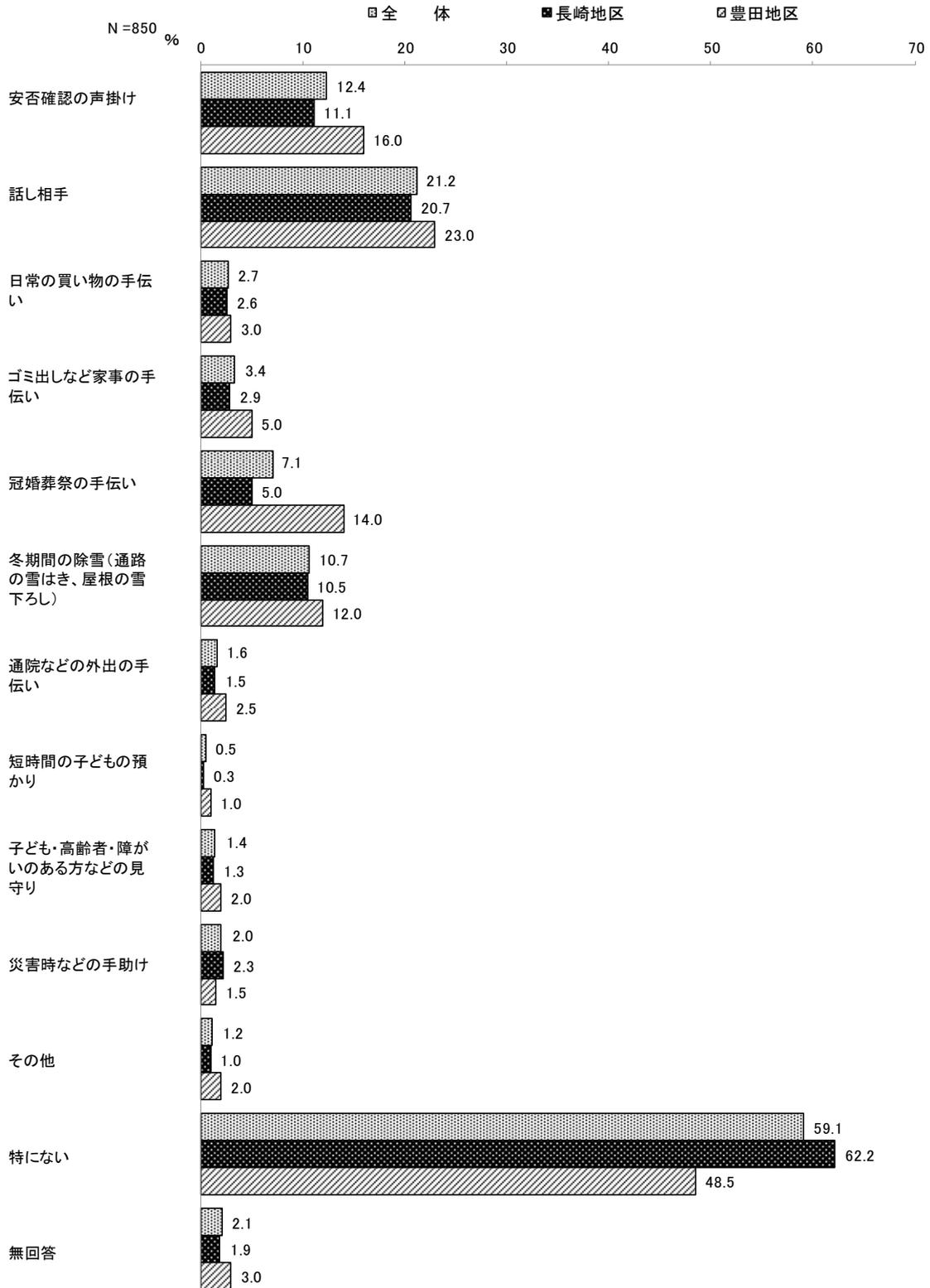
地区間の差が大きい項目としては、「よく付き合っている」は長崎地区が6%、豊田地区が13%となっています。「あまり付き合っていない」は長崎地区が30%、豊田地区が23%となっています。



問14 過去一年間で手助けしたこと（いくつでも）

全体では、「特にない」が59%と多く、次いで「話し相手」が21%、「安否確認の声かけ」が12%となっています。

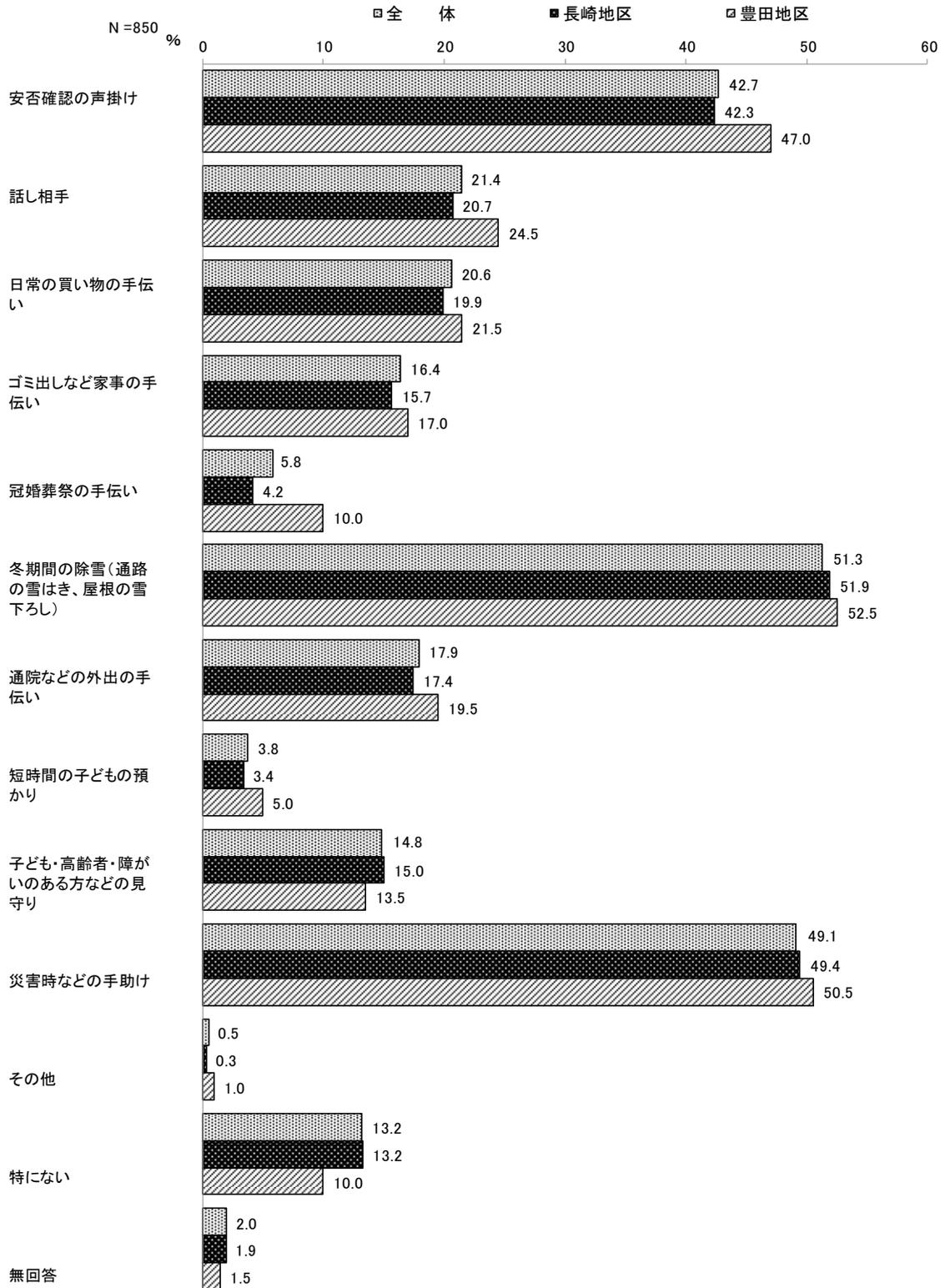
地区間の差が大きい項目としては、「冠婚葬祭の手伝い」は長崎地区が5%、豊田地区が14%となっています。「特にない」は長崎地区が62%、豊田地区が49%となっています。



問15 生活が不自由な際に必要な支援（いくつでも）

全体では、「冬期間の除雪（通路の雪はき、屋根の雪下ろし）」が51%と多く、次いで「災害時などの手助け」が49%、「安否確認の声かけ」が43%となっています。

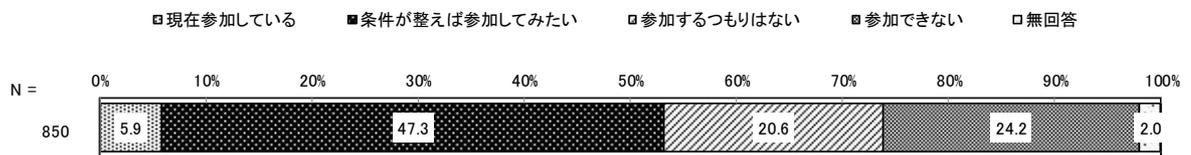
地区間の差が大きい項目としては、「冠婚葬祭の手伝い」は長崎地区が4%、豊田地区が10%となっています。



## ウ ボランティア活動への参加

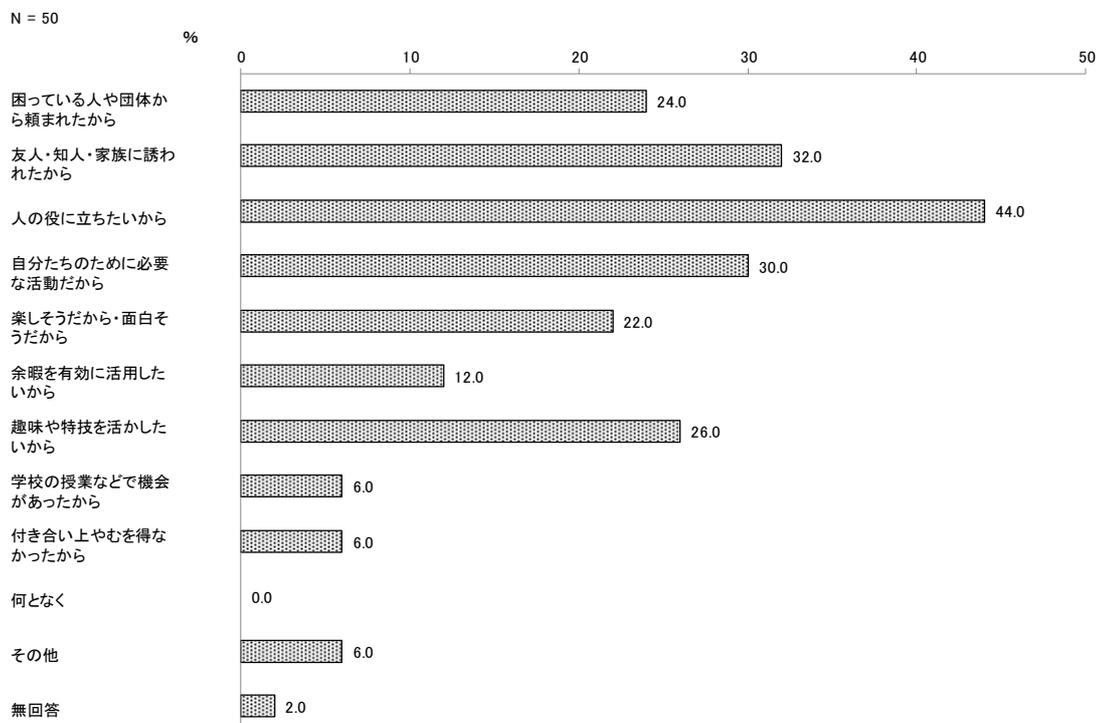
### 問 2 4 ボランティアへの参加状況・参加意向

「条件が整えば参加してみたい」が 47%と多く、次いで「参加できない」が 24%、「参加するつもりはない」が 21%となっています。



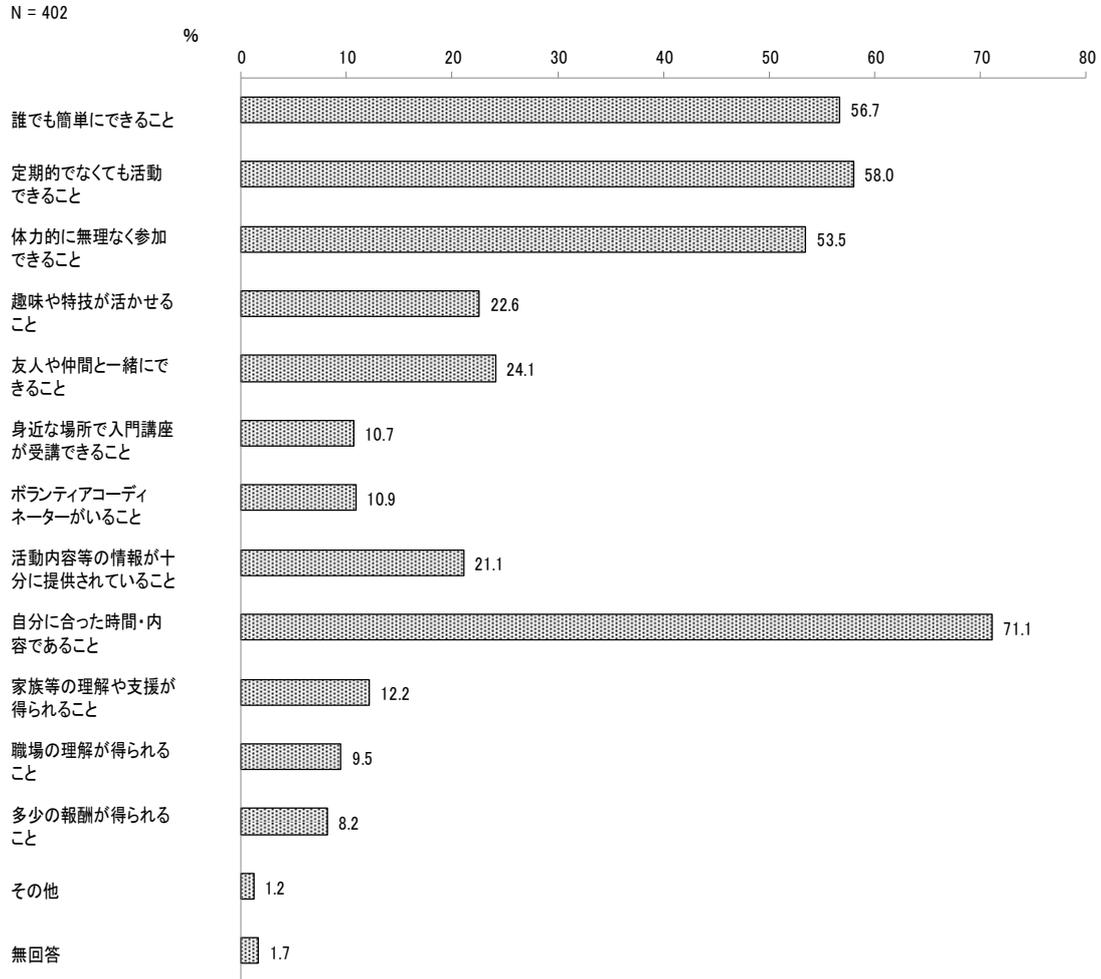
### 問 2 4 - 2 ボランティアに参加したきっかけ (いくつでも)

「人の役に立ちたいから」が 44%と多く、次いで「友人・知人・家族に誘われたから」が 32%、「自分たちのために必要な活動だから」が 30%となっています。



### 問24-3 ボランティアに参加する条件（いくつでも）

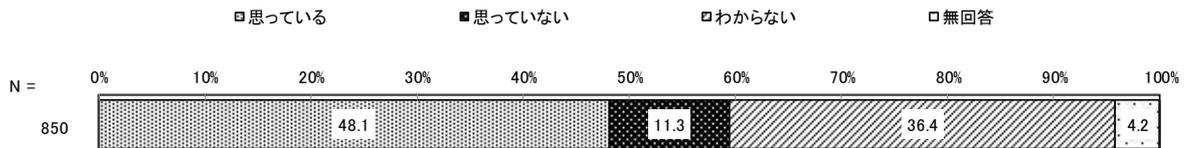
「自分に合った時間・内容であること」が71%と多く、次いで「定期的でなくても活動できること」が58%、「誰でも簡単にできること」が57%となっています。



## エ 社会への貢献・社会活動

### 問25 社会貢献への意向

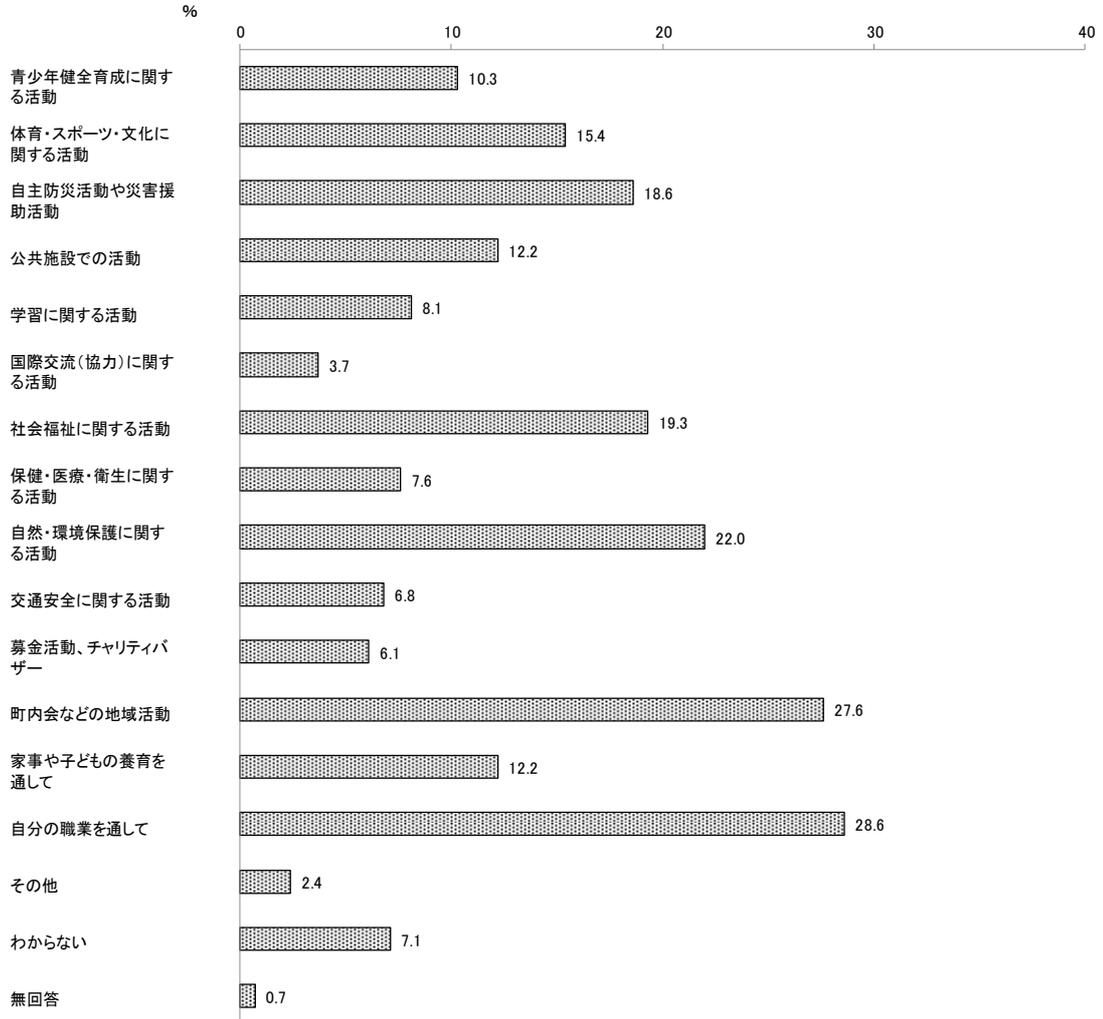
「思っている」が48%と多く、次いで「わからない」が36%、「思っていない」が11%となっています。



### 問25-1 社会貢献の内容（いくつでも）

「自分の職業を通して」が29%と多く、次いで「町内会などの地域活動」が28%、「自然・環境保護に関する活動」が22%となっています。

N = 409

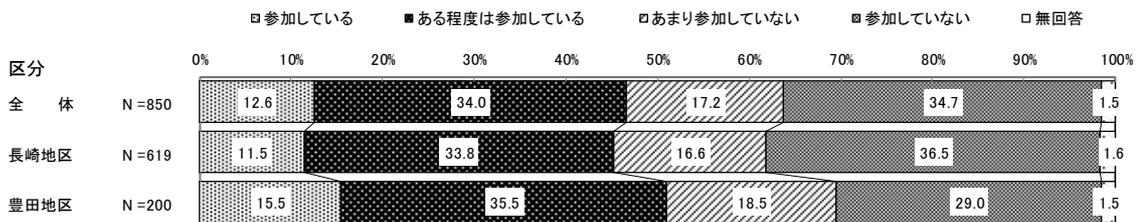


### オ 地域の行事や活動への参加

#### 問22 地域内での行事や活動への参加状況

全体では、「参加していない」が35%と多く、次いで「ある程度は参加している」が34%、「あまり参加していない」が17%となっています。

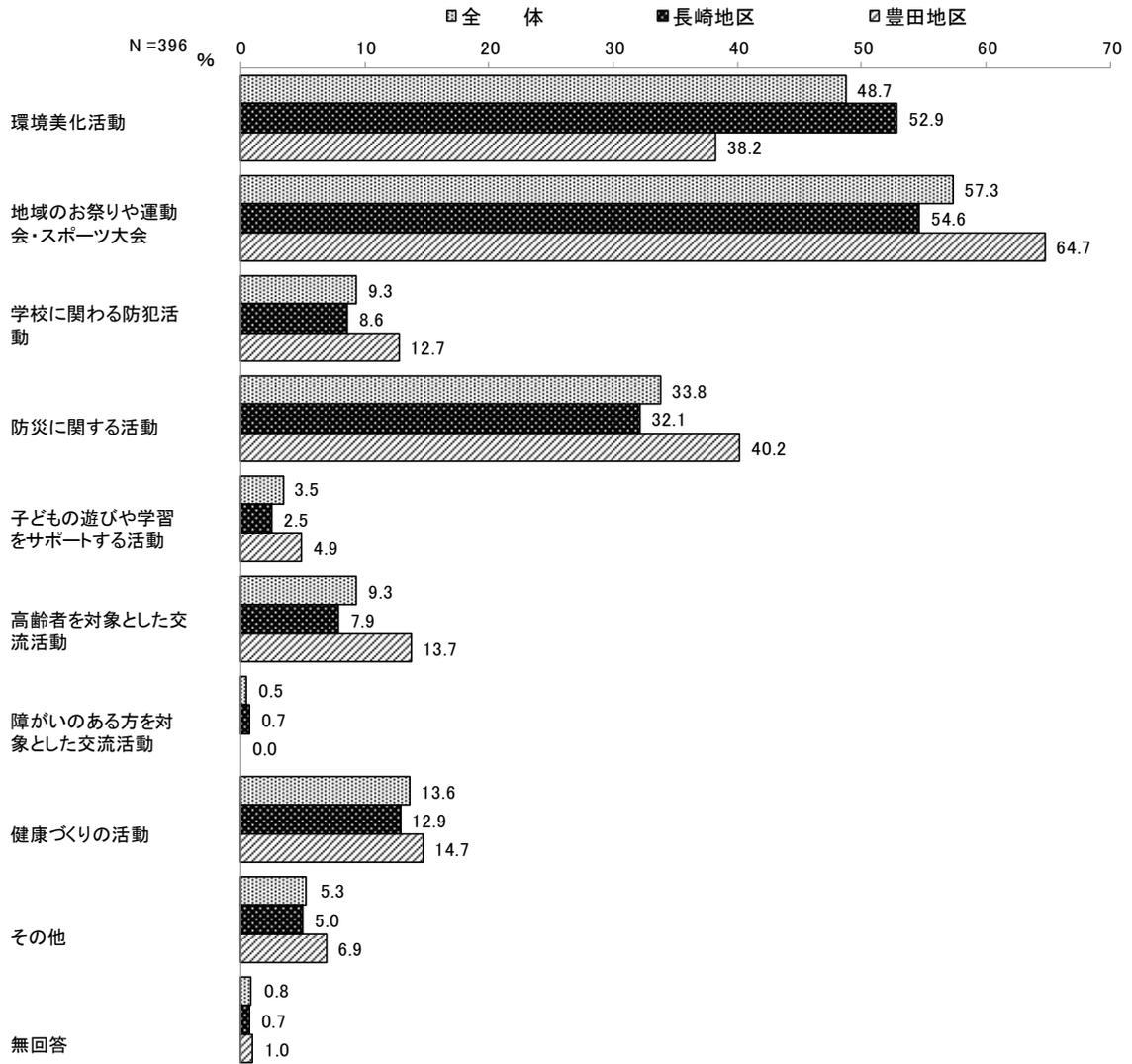
地区間の差が大きい項目としては、「参加していない」は長崎地区が37%、豊田地区が29%となっています。



問22-1 行事や活動の内容（いくつでも）

全体では、「地域のお祭りや運動会・スポーツ大会」が57%と多く、次いで「環境美化活動」が49%、「防災に関する活動」が34%となっています。

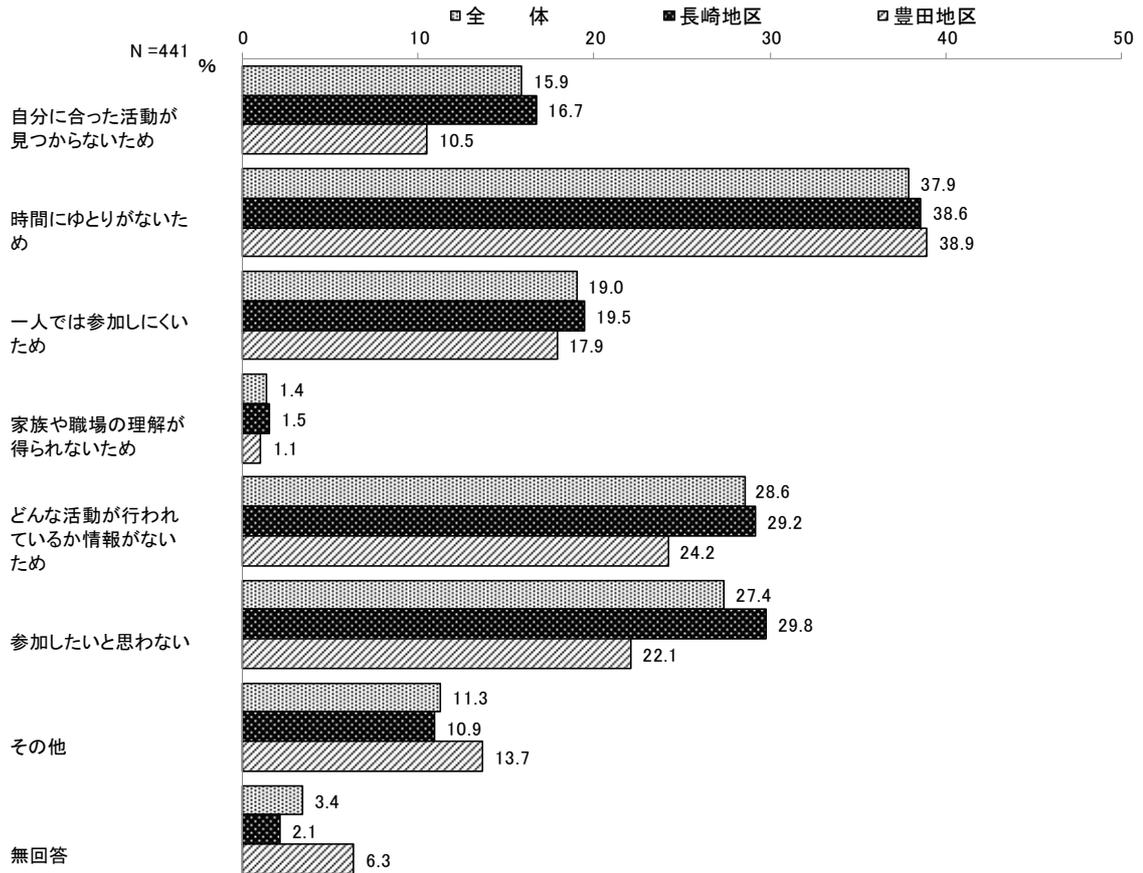
地区間の差が大きい項目としては、「環境美化活動」は長崎地区が53%、豊田地区が38%となっています。「地域のお祭りや運動会・スポーツ大会」は長崎地区が55%、豊田地区が65%となっています。「防災に関する活動」は長崎地区が32%、豊田地区が40%となっています。「高齢者を対象とした交流活動」は長崎地区が8%、豊田地区が14%となっています。



問2-2 行事や活動に参加していない理由（いくつでも）

全体では、「時間にゆとりがないため」が38%と多く、次いで「どんな活動が行われているか情報がないため」が29%、「参加したいと思わない」が27%となっています。

地区間の差が大きい項目としては、「自分に合った活動が見つからないため」は長崎地区が17%、豊田地区が11%となっています。「どんな活動が行われているか情報がないため」は長崎地区が29%、豊田地区が24%となっています。「参加したいと思わない」は長崎地区が30%、豊田地区が22%となっています。

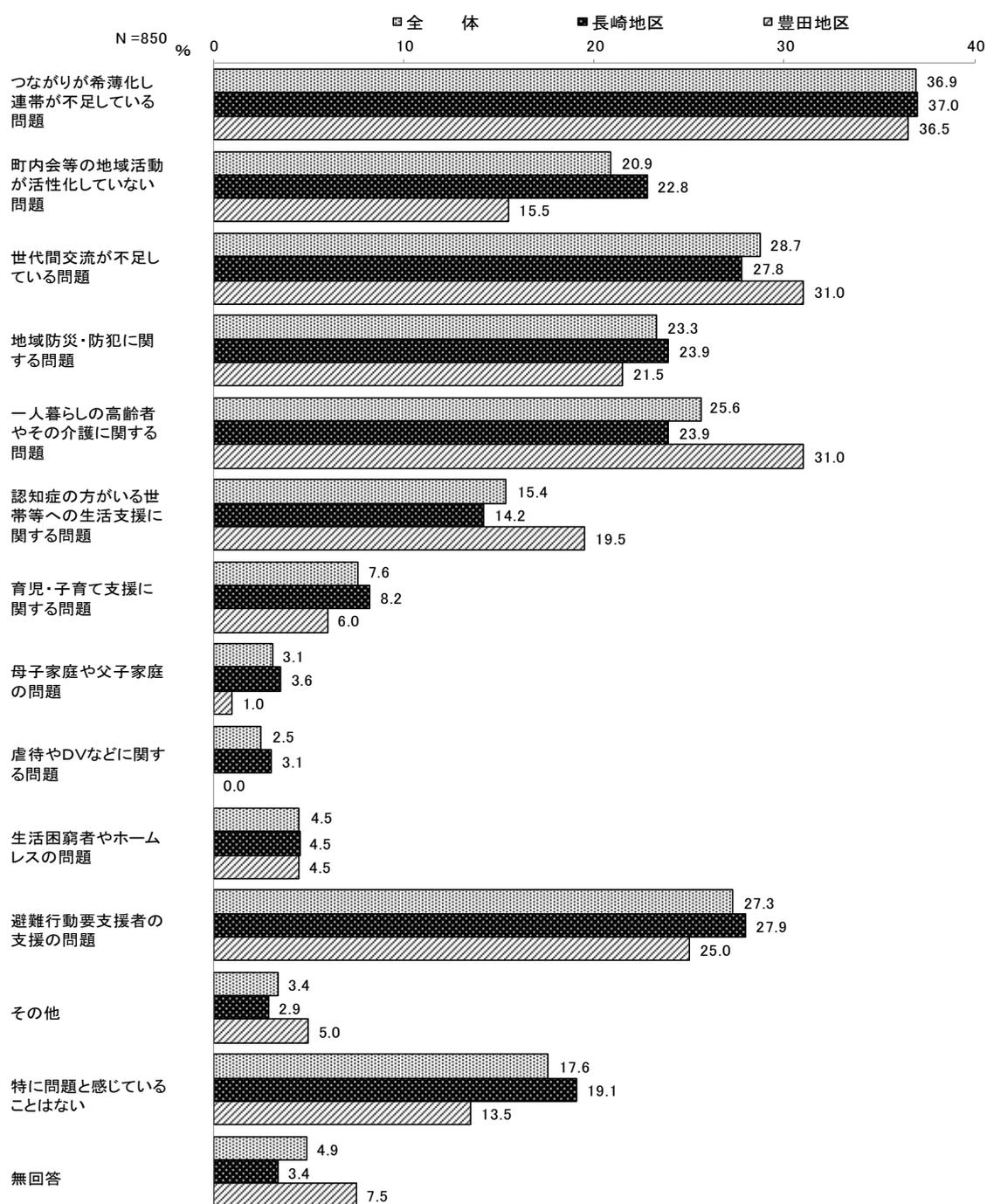


## カ 地域で安心した生活を続けていくために必要なこと

### 問 17 地域の問題や課題（いくつでも）

全体では、「つながりが希薄化し連帯が不足している問題」が37%と多く、次いで「世代間交流が不足している問題」が29%、「避難行動要支援者の支援の問題」が27%となっています。

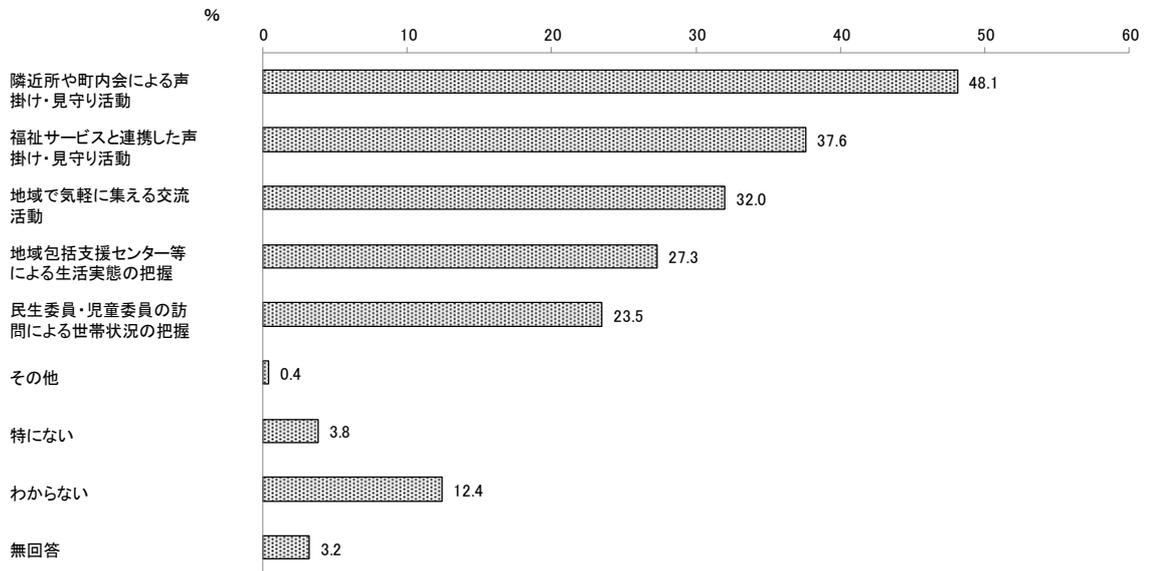
地区間の差が大きい項目としては、「町内会等の地域活動が活性化していない問題」は長崎地区が23%、豊田地区が16%となっています。「一人暮らしの高齢者やその介護に関する問題」は長崎地区が24%、豊田地区が31%となっています。「認知症の方がいる世帯等への生活支援に関する問題」は長崎地区が14%、豊田地区が20%となっています。「特に問題と感じていることはない」は長崎地区が19%、豊田地区が14%となっています。



### 問 18 孤立を防ぐために有効な取組（いくつでも）

「隣近所や町内会による声かけ・見守り活動」が48%と多く、次いで「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」が38%、「地域で気軽に集える交流活動」が32%となっています。

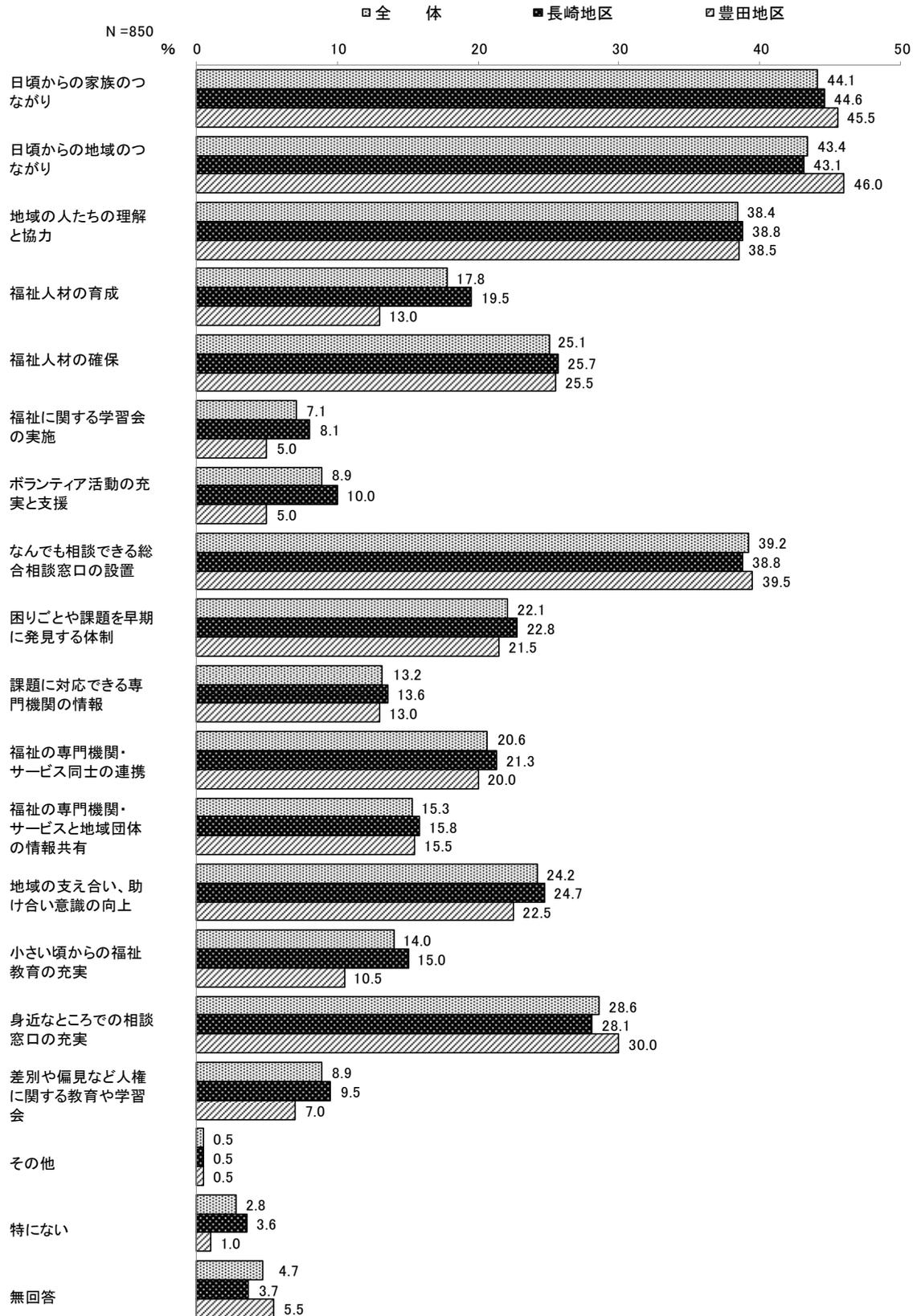
N = 850



### 問30 地域の課題等の解決に必要なこと（いくつでも）

全体では、「日頃からの家族のつながり」が44%と多く、次いで「日頃からの地域のつながり」が43%、「なんでも相談できる総合相談窓口の設置」が39%となっています。

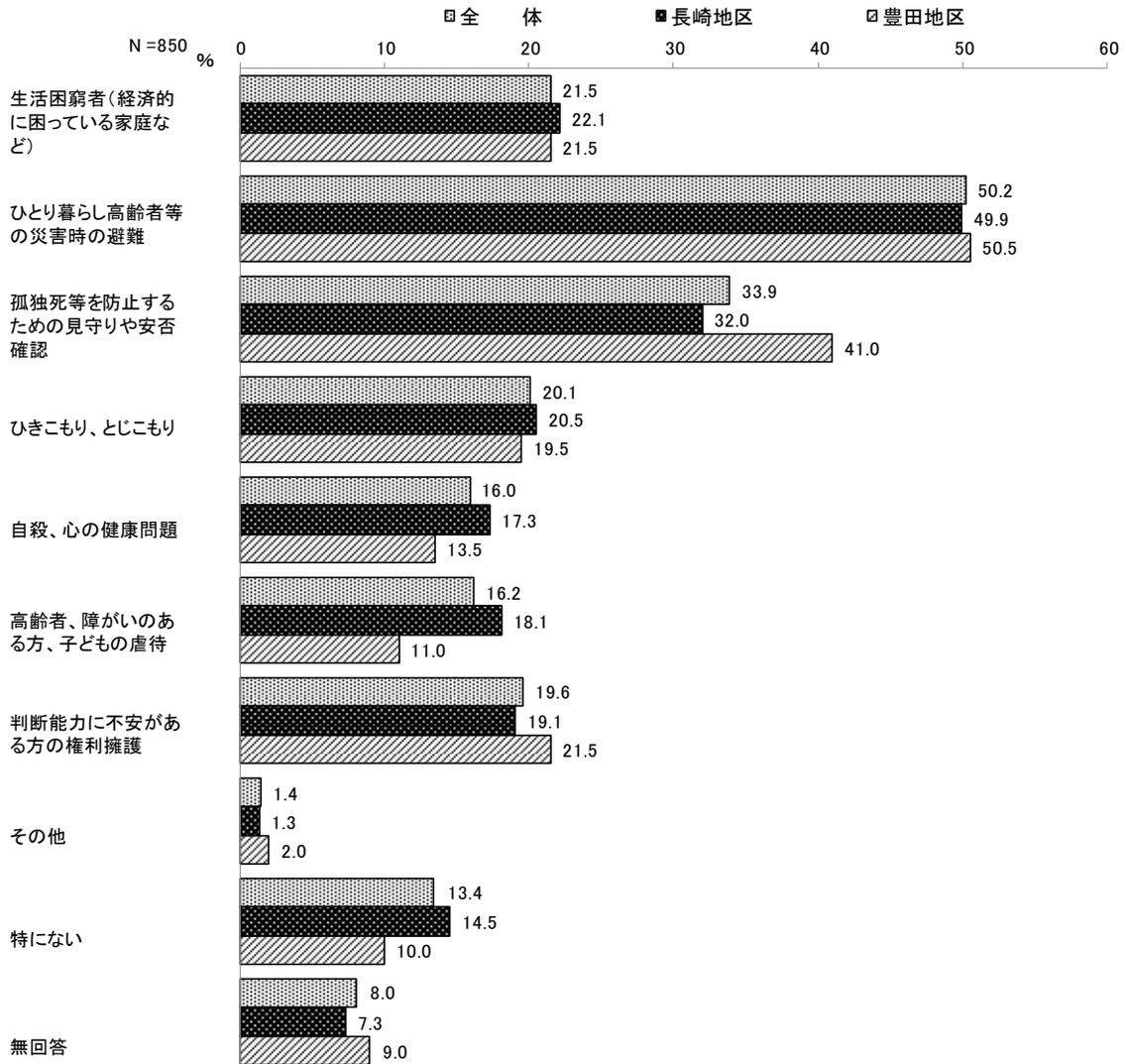
地区間の差が大きい項目としては、「福祉人材の育成」は長崎地区が20%、豊田地区が13%となっています。「ボランティア活動の充実と支援」は長崎地区が10%、豊田地区が5%となっています。



### 問3 1 特に気になる地域の問題（いくつでも）

全体では、「ひとり暮らし高齢者等の災害時の避難」が50%と多く、次いで「孤独死等を防止するための見守りや安否確認」が34%、「生活困窮者（経済的に困っている家庭など）」が22%となっています。

地区間の差が大きい項目としては、「孤独死等を防止するための見守りや安否確認」は長崎地区が32%、豊田地区が41%となっています。「高齢者、障がいのある方、子どもの虐待」は長崎地区が18%、豊田地区が11%となっています。



## ② 住民アンケート調査結果からみえる課題

### ア 求められる地域福祉サービス

地域が暮らしやすいと感じている人は44%ですが、地区別をみると長崎地区が47%、豊田地区が35%となっています。本町が助け合い・思いやりのあるまちだと感じている人は40%（長崎地区39%、豊田地区45%）となっています。一方、そう感じていない人は29%となっています。

暮らしの中での不安や悩みとしてあげている項目は、「自分や家族の老後について」「自分や家族の健康、介護に関すること」「地震や大雨などの災害のこと」が多くなっており、長崎地区は「地震や大雨などの災害のこと」が豊田地区と比べて多く、豊田地区は「集落の過疎化、高齢化」が長崎地区と比べて多いという地域差もみられました。

安心して生活するために必要な施策としては、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」「豊富な種類のサービスを用意する」などが求められています。

### イ 地域での付き合いや助け合いの状況

地域での付き合いとして、「ある程度付き合っている」方が48%と最も多いものの、「あまり付き合っていない」方が29%、「全く付き合っていない」方は8%みられ、地区別では「付き合っている」方は長崎地区が54%、豊田地区が63%と豊田地区の方が、付き合いがある方が多い状況がみられました。

過去一年間で手助けしたことは、「話し相手」や「安否確認の声かけ」などを行っている方が多く、生活が不自由な際に必要な支援については、「冬期間の除雪（通路の雪はき、屋根の雪下ろし）」「災害時の手助け」「安否確認の声かけ」などが求められています。

### ウ ボランティア活動への参加

現在、6%の方がボランティア活動に参加しており、「条件が整えば参加してみたい」を合わせると53%の方に参加への意欲がみられます。また、ボランティア活動に参加したきっかけは、「人の役に立ちたいから」「友人・知人・家族に誘われたから」「自分たちのために必要な活動だから」等が多く、引き続き一人ひとりの意識を高めていく必要があります。

ボランティアに参加するための条件は、「自分に合った時間・内容であること」「定期的でなくても活動できること」「誰でも簡単にできること」が多くみられました。

地域における多様なボランティア活動の充実をはじめ、住民の誰もが気軽に参加でき、参加経験のない人の参加するきっかけづくりが求められています。

### エ 社会への貢献・社会活動

社会貢献への意向は、「思っている」方が48%となっています。また、社会貢献の内容としては、「自分の職業を通して」「町内会などの地域活動」「自然・環境保護に関する活動」が多くなっています。

このように、本町には潜在的に地域における支え手・担い手として期待できる人が多いことから、地域福祉の啓発をはじめ、人材育成や地域活動の支援を充実し、誰もが積極的

に地域活動に参加できるような環境づくりが求められています。

#### オ 地域の行事や活動への参加

地域内での行事や活動への参加状況については、47%の方が参加しており、地区別では長崎地区が45%、豊田地区が51%と豊田地区の参加率が高くなっています。また、行事や活動の内容は、「地域のお祭りや運動会・スポーツ大会」「環境美化活動」「防災に関する活動」が多くなっており、長崎地区は「環境美化活動」が豊田地区と比べて多く、豊田地区は「地域のお祭りや運動会・スポーツ大会」が長崎地区と比べて多いという地域差もみられました。

一方、地域内での行事や活動に参加していない方は52%となっています。行事や活動に参加していない理由は、「時間にゆとりがないため」「どんな活動が行われているか情報がないため」「参加したいと思わない」などがあげられており、地域内での行事や活動の情報提供を充実させ、誰もが気軽に参加できる環境づくりが求められています。

#### カ 地域で安心した生活を続けていくために必要なこと

地域の問題や課題としては、「つながりが希薄化し連帯が不足している問題」「世代間交流が不足している問題」「避難行動要支援者の支援の問題」などがあげられており、長崎地区は「町内会等の地域活動が活性化していない問題」「特に問題と感じていることはない」が豊田地区と比べて多く、豊田地区は「一人暮らしの高齢者やその介護に関する問題」「認知症の方がいる世帯等への生活支援に関する問題」などが長崎地区と比べて多いという地域差もみられました。

孤立を防ぐために有効な取組としては、「隣近所や町内会による声かけ・見守り活動」「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」「地域で気軽に集える交流活動」などが多くみられました。高齢者や子育て家庭等が不安や悩みを誰にも相談できず、社会から孤立しないよう、隣近所や町内会による声かけ・見守り活動や福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動、地域で気軽に集える交流活動等が求められています。

地域の課題等の解決に必要なこととしては、「日頃からの家族のつながり」「日頃からの地域のつながり」「なんでも相談できる総合相談窓口の設置」などがあげられており、長崎地区は「福祉人材の育成」が豊田地区と比べて多いという地域差もみられました。

特に気になる地域の問題としては、「ひとり暮らし高齢者等の災害時の避難」「孤独死等を防止するための見守りや安否確認」「生活困窮者（経済的に困っている家庭など）」などがあげられており、長崎地区は「高齢者、障がいのある方、子どもの虐待」が豊田地区と比べて多く、豊田地区は「孤独死等を防止するための見守りや安否確認」が長崎地区と比べて多いという地域差もみられました。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている人をはじめ、すべての人がお互いに支え合い、助け合い、安全・安心なまちづくりを推進していくことが必要です。

少子高齢化や核家族化等の進行により、高齢者の将来の生活や家族の介護、今後の経済的不安等、日常生活の多様な課題が増えてきている状況です。

## (2) 団体等アンケート調査

### ① 団体等アンケート調査結果（抜粋）

#### ア 団体等の概況

団体等の抱える問題点としては、「高齢化や担い手不足」及びそれに伴う「役員の負担過多」、行政からの「情報が不足」、「地域の活性化が失われている」などがあげられています。また、本町への地域活動への意見や要望等としては、「人口減少・高齢化を踏まえた地域活動の広域化（学区単位など）、活動内容の見直し」「高齢者の移動手段の充実」「情報提供の充実（介護度など最低限の情報開示）」などが多くみられました。

#### イ 中山町の地域活動やボランティア活動を活性化するために、必要なこと（いくつでも）

「気軽に参加できる活動内容」「時間的に負担の少ない活動」「人間関係が負担にならない活動」「人材、リーダー育成」などが多くみられました。

全体	気軽に参加できる活動内容	時間的に負担の少ない活動	体力的に負担の少ない活動	人間関係が負担にならない活動	いっしょに活動する仲間や友人	家族の理解	ボランティア休暇など職場理解
51 100.0%	28 54.9%	26 51.0%	18 35.3%	20 39.2%	16 31.4%	7 13.7%	10 19.6%
いきがいや充実感があること	趣味や特技、専門知識が活かせる	ボランティアセンターなどの活動拠点の整備	活動費の支援	情報の提供や相談窓口の充実	人材、リーダー育成	子どもの頃からの体験学習	若い人の参加を促すこと
19 37.3%	11 21.6%	11 21.6%	14 27.5%	17 33.3%	20 39.2%	12 23.5%	17 33.3%
元気な高齢者の参加を促すこと	家族で参加できること	活動内容の積極的な広報	ボランティア講座などの開設	その他			
11 21.6%	8 15.7%	18 35.3%	11 21.6%	0 0.0%			

#### ウ 地域で気になること、問題と感ずることについて（いくつでも）

「自治会の役員や担い手が不足」「世代を超えたふれあいや交流がない」「地域の行事や活動に参加する人が少ない」「災害などの非常時の協力体制が不安」などが多くみられました。

全体	近所づきあいが希薄	世代を超えたふれあいや交流がない	地域の行事や活動に参加する人が少ない	自治会の役員や担い手が不足	道路や公園のゴミなど公共空間の管理が不足	子どもの見守りや支援が必要なケースがある	高齢者の見守りや支援が必要なケースがある
51 100.0%	18 35.3%	27 52.9%	22 43.1%	29 56.9%	7 13.7%	3 5.9%	13 25.5%
障がい者に対する理解や支援が必要なケースがある	虐待やひきこもりなどを懸念するケースがある	外国人のトラブルや外国人世帯への支援が必要なケースがある	移動手段や高齢者などの買い物弱者の問題	防犯・治安・環境・風紀の問題	公共施設や道路のバリアフリー問題	災害などの非常時の協力体制が不安	その他
8 15.7%	5 9.8%	1 2.0%	20 39.2%	7 13.7%	6 11.8%	22 43.1%	4 7.8%

## エ 各分野についての意見等

主に以下のような意見がみられました。

分野	身近な課題	個人・団体として取組めること
高齢者福祉・介護分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進展、一人暮らし高齢者など高齢者世帯の増加による孤立・不安、見守り・訪問</li> <li>・免許返納後の移動手段の問題（買い物・通院困難）</li> <li>・ひきこもり防止や交流機会の必要性</li> <li>・介護予防、早期の介護認定、手続き方法などの情報提供の拡充</li> <li>・健康管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りや声かけ、安否確認の実施</li> <li>・健康教室や体操教室の開催による介護予防活動</li> <li>・民生委員や区長・副区長による会議など連携強化</li> <li>・使えるサービスの紹介など相談に応じる</li> </ul>
障がい者・児分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者や障がい児の存在や状況が把握されにくい</li> <li>・ひきこもっている方や子どもの放課後の居場所づくりが必要</li> <li>・家族の孤立、相談できる環境の不足、情報の不足</li> <li>・雇用の促進、経済的自立</li> <li>・障がいへの理解に不安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りや声かけ、安否確認の継続</li> <li>・相談があれば福祉サービス情報を紹介・共有</li> <li>・役場と町内事業所との連携</li> <li>・障がいの理解についての取組</li> <li>・障がい特性に合わせた支援の検討</li> </ul>
子ども・子育て分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化問題</li> <li>・外で遊ぶ子どもが少ない</li> <li>・公園の遊具不足、夏の暑い日や雨天の日も遊べる屋内施設がなく遊び場が限定的</li> <li>・学童保育でのいじめや指導者不足、支援の必要な児童の受入れ</li> <li>・親の支援、子育てについての悩み相談の場所がない、情報が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の各機関との連携</li> <li>・情報収集、情報共有</li> <li>・地域イベントや交流会への協力</li> <li>・障がい特性に応じた支援の検討</li> </ul>
健康づくり分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動不足対策、体力づくり、フレイル対策、健康寿命を延ばす</li> <li>・情報提供・広報活動の充実</li> <li>・健康教室などへの参加者が少ない</li> <li>・食の安全・食生活の重要性、栄養指導</li> <li>・本人の自覚、関心度の低さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100歳体操、認知症予防体操などの推奨</li> <li>・健康診断・人間ドック等の受診</li> <li>・散歩や筋トレなど身近な運動の実践</li> </ul>
その他分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家問題、耕作放棄地の増加、獣害や環境悪化</li> <li>・人口減少、少子高齢化の進展</li> <li>・高齢化に伴う老老介護や認知症の増加</li> <li>・地域拠点施設の不足による交流機会の減少</li> <li>・町や学校の維持への将来的な不安</li> <li>・災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣同士のコミュニケーション（声かけ・あいさつ運動）</li> <li>・学校や地域の研修等への参加、現状把握</li> </ul>

## オ 自由意見

主に以下のような意見がみられました。

分類項目	の意見等
地域のつながり ・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の結びつきは弱まっているが、まだ顔の分かる距離感がある</li> <li>・あいさつや声かけの習慣を重視すべき</li> <li>・一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加、非常時の支え合いが必要</li> <li>・核家族化で隣近所の関わりが希薄化、孤立を懸念</li> <li>・横のつながりが当事者の安心感につながる</li> </ul>
情報不足・行政への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の福祉説明会は、具体的な活動や事例を提示してほしい</li> <li>・地域福祉推進員の活動事例を町報などに掲載してほしい</li> <li>・個人情報保護で必要な情報が伝わらず活動に支障</li> </ul>
地域活性化・まちづくり提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸工大生との協力による作品展示や企画提案</li> <li>・町独自の魅力あるものや場所が必要</li> <li>・ゆららを拠点に温泉・飲食・買い物を組み合わせた賑わいづくり</li> <li>・障がいのある人もない人もライフステージに合った交流の機会や行事・イベントの創出</li> </ul>
行政・組織運営への視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員は「自分の職」より「町全体、住民全体」を考えてほしい</li> <li>・町はすべての福祉に関与せず、重点分野を絞るべき</li> <li>・地域福祉推進員や民生委員の役割の誤解に注意すべき</li> <li>・高齢者施策に偏重しすぎず、若者・子育て世代への施策も重視してほしい</li> <li>・福祉人材不足や自宅介護の希望を踏まえ高齢者施策を再考してほしい</li> <li>・障がい福祉のための中山町地域生活支援拠点整備が必要</li> </ul>

### ② 団体等アンケート調査結果からみえる課題

団体等は、「高齢化や担い手不足」「情報不足」などの問題を抱えており、地域活動やボランティア活動を活性化するために活動内容の見直しや負担軽減などの対策が必要とされています。また、地域で気になること、問題と感ずることとしては、人口減少を踏まえた地域福祉のあり方を検討する必要があります。

各分野に対する意見や自由意見からも、「見守りや声かけ、安否確認の実施」「情報提供・情報共有」「関係機関の連携」「地域のつながり・コミュニケーション」などの充実が求められている状況がみられました。

### (3) 住民懇談会

住民懇談会では、地区別の3班（長崎地区 A、長崎地区 B、豊田地区）に分かれて、地域の課題、課題の解決方法等の話し合いを行いました。

#### ① 地域の課題

各地区共通の課題としては、少子高齢化に伴い役員などのなり手不足、後継者不足、人材不足、住民関係の希薄化などがあげられました。また、特産品やイベントがない、防災組織づくりが必要、相談先がわからないなどの課題もみられました。

#### ② 課題の解決方法

自助、共助、公助の3方向から少子高齢化に伴う課題の解決方法を検討しました。

自助及び共助では、共通している回答も多く、見守りや声かけの実施、行事への参加などコミュニケーションづくり、ネットワーク・関係づくり、雪かきやゴミ出しを手伝う、イベントの開催、情報の共有などの意見がみられました。

公助では、居場所づくり、情報提供の充実、地区の再編成、公共施設の集約、車椅子で移動できるまちづくり、防犯カメラの設置などの意見がみられました。

#### ③ 地域をよくする方法

班	地域をよくする方法
長崎 A 地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・8050 問題を表面化していくためには交流が必要</li><li>・マルシェなどの触れ合いの機会をつくってほしい</li><li>・会ったらあいさつをする</li></ul>
長崎 B 地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・各地区にタブレット端末を配布し情報共有している</li><li>・区長の順番制をなくし任命制にした方がよい。区長になることにメリットをもたせる</li><li>・近所づきあいを良好にしていく</li><li>・イベント行事を開催して交流していく</li></ul>
豊田地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区でのイベントの充実（ピアガーデン、子どもが遊べるブース、桜のライトアップなど小さなイベントの積み重ね）</li><li>・住民が企画立案する</li></ul>

## 10. 施策の進捗評価

第2期計画における「第4章 施策の方向」は、4つの基本目標と重点プロジェクトにより構成され、「第5章 計画の推進体制」は3施策5事業で構成されています。それらについて以下のS～Dの5段階により評価を行いました。

- ・ S：100%を超える達成
- ・ A：100%達成
- ・ B：80%以上、100%未満の達成
- ・ C：60%以上、80%未満の達成
- ・ D：60%未満の達成又は未着手

B評価の事業は22事業（96%）、C評価の事業は1事業（4%）という評価結果となりました。

【施策の進捗評価】

施策名	事業数	評価				
		S	A	B	C	D
計画全体	23			22	1	
第4章 施策の方向	18			17	1	
基本目標1. 地域福祉の担い手の育成	4			4		
基本目標2. 地域福祉サービスの基盤づくり	4			4		
基本目標3. 住民が安心して暮らせるまちづくり	4			3	1	
基本目標4. 地域共生社会の実現に向けたまちづくり	3			3		
重点プロジェクト	3			3		
第5章 計画の推進体制	5			5		

## 第3章 計画の基本理念

### 1. 基本理念

本町の最上位計画である「第6次中山町総合発展計画」では、「郷土の誇りを未来につなぐ ひとが輝く 健幸のまち なかやま」を将来像として目指すため、4つの基本理念と6つの基本目標を定めています。

本計画では、住民福祉分野の基本目標である「安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり」を基本理念とし、健幸で誰もが安心して暮らせるようなまちづくりを目指します。

※健幸：心身の「健康」にとどまらず、健康づくりの取り組みや社会参加などを通じての幸せを含む概念。

安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり

### 2. 基本的な視点

基本理念を具現化するため、以下の視点を踏まえて地域福祉の推進を図ります。

#### (1) 地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に対する統一的な対応

福祉の各分野における共通事項として、「住まい」「虐待」「生活困窮」「ひきこもり」のような、分野横断的に関係するケースに対応できる支援体制の構築や共生型サービスなどをはじめとする横断的な福祉サービス等の展開が「我が事・丸ごと」のポイントとなっています。

各福祉分野が連携して事業を行い、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう取り組むことが必要です。

#### (2) 地域における福祉サービスの適切な利用促進

アンケート調査結果によると「身近な場所で相談できる窓口を増やす」「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」「豊富な種類のサービスを用意する」などが求められています。地域の福祉サービスを適切に利用していただくためには、提供できる体制づくりが重要となり、量的にも質的にも確保できるようにサービスの基盤を強化するとともに、必要なときに見直しを行います。

福祉サービスの質の向上を図るには、サービス提供業者等が活動しやすい環境整備が必要です。

地域の既存の制度や仕組みでは対応しきれない新たな福祉ニーズにも応えられるような多様なサービスの創出、さらには新たな社会資源の発掘、担い手づくりが必要です。

また、利用者の権利が尊重され、利用しやすいシステムを整備するために、誰もが収集しやすい情報提供などが必要です。

### (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

住民が地域社会の一員として様々な活動に参加し、地域に関心を持ち、生活課題の解決に向けて積極的に関わることで、地域共生の文化が広がります。アンケート調査結果によると、ボランティア活動への参加に意欲がある方が5割を超え、社会貢献への意向も半数近くがある状況がみられます。

今後の地域福祉の推進にあたり、地域コミュニティを基盤として、住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、世帯を「丸ごと」支える、住民主体の地域づくりが必要です。

### (4) 包括的な支援体制の整備

住民自ら地域生活課題の解決に向けて、積極的に取組むためには、必要な情報提供や支援関係機関への協力を求めることができる体制の整備が不可欠です。一方で、アンケート調査結果から「情報不足の解消」や「関係機関の連携」を求める声も多くみられました。地域の複雑化した生活課題を「丸ごと」受け止め、的確に対処するためには、地域において活動している多様な団体、組織によるネットワークの強化や相談支援機関をコーディネートする包括的・総合的な支援体制の構築を進める必要があります。

## 3. 基本目標

### 基本目標1 地域福祉の担い手の育成

地域福祉の推進のためには、住民が主役となり、一人ひとりが地域福祉の担い手として活躍することが重要なため、福祉教育の推進や人材育成に努めます。

### 基本目標2 地域福祉サービスの基盤づくり

支援を必要としている方や日常生活での悩みや不安を抱えている方等が、安心して暮らせるよう、相談体制や日常生活支援等の福祉サービスが適切に提供できるような体制づくりを目指します。

### 基本目標3 住民が安心して暮らせる地域づくり

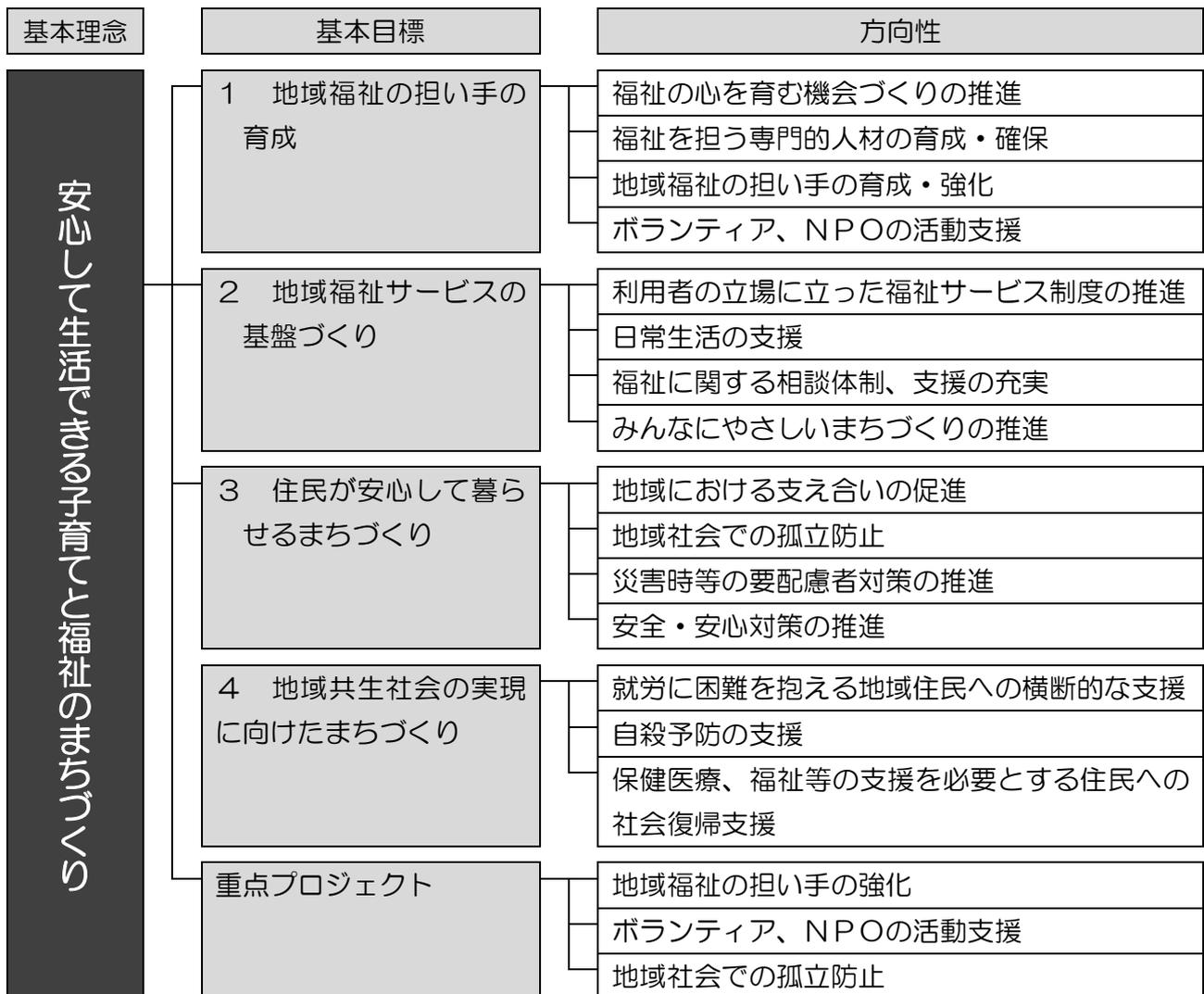
住民をはじめ、ボランティア団体・NPO、福祉関係事業者等と行政が連携を図り、自助・互助・共助・公助により、地域を応援するまちづくりを目指します。

また、高齢者や障がいのある方、子育て家庭等、すべての住民が暮らしやすいまちづくりを目指します。

### 基本目標4 地域共生社会の実現に向けたまちづくり

住民の力と保健・医療・教育などの分野も含めた様々なまちづくり関係者、さらに行政の公的な支援体制の力を合わせ、「縦割り」を超えた相談支援体制、「支え手」と「受け手」が固定しない社会や制度づくり、「他人事」であった様々な課題を「我が事」として捉えることができる地域づくりを目指します。

#### 4. 体系図



## 第4章 施策の方向（今後の方向）

### 基本目標 1. 地域福祉の担い手の育成

#### 1-1. 福祉の心を育む機会づくりの推進

地域福祉は住民が地域の一員としてまちづくりの中心となることが重要です。

年代や性別、障がいの有無に関係なく、誰もがお互いを尊重し助け合い、支え合いながら住みやすいまちづくりを推進していくために、家庭や学校をはじめ地域全体で子どもたちの福祉の心を育む取組が必要です。

最近では、災害等の影響で地域のつながりが重要との考えが浸透してきましたが、今後も一層の地域住民同士の助け合いや支え合いを深めるため、地域における福祉活動やボランティア活動の充実が求められています。

住民アンケート調査では、社会貢献への意向は、「思っている」方が48%となっています。本町には潜在的に地域における支え手・担い手として期待できる人が多いことから、地域福祉の啓発をはじめ、人材育成や地域活動の支援を充実し、誰もが積極的に地域活動に参加できるような環境づくりが求められています。

住民一人ひとりがよりよいまちづくりを目指し活躍できるよう、地域活動の充実や家庭や地域における福祉の心を育む活動の充実を推進します。

#### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の福祉活動やボランティア活動へ積極的に参加します。</li><li>地域における高齢者や障がい者への理解を深めます。</li><li>心配ごとや悩みを一人で抱え込まず、身近な人に相談します。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>地域全体で住みよいまちづくりを目指し、町内会や子ども会育成会等を通し、地域全体で福祉の心を育みます。</li><li>地域の高齢者等に目を配り、困っていることなどないか声かけをします。</li></ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"><li>中山町男女共同参画推進委員会での福祉分野においても女性の活躍が期待されています。男女共同参画週間等や関係団体が実施する事業について住民へ周知し、男女共同参画意識の普及向上を図ります。</li></ul>

#### 【主な取組】

項目	取組
①福祉意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"><li>福祉に関する教育、啓発、広報の充実、共同募金など寄附文化の醸成</li><li>「お互い様」の意識づくり</li></ul>
②男女共同参画意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>固定的役割分担意識の解消</li><li>あらゆる分野への女性の参画拡大</li></ul>

## 1-2. 福祉を担う専門的人材の育成・確保

少子高齢化や核家族が増えている中、福祉・介護サービスへの多様なニーズが高まり、福祉・介護の人材確保・定着が難しい状況となっています。

地域福祉を進めていくためには、支え合いや助け合いの意識、福祉の心を育む教育等に加えて、地域福祉を支える人材の確保も重要です。

誰もが安心して住み慣れた地域での生活が送れるよう、福祉サービスを充実していくためには、介護従事者や保健師、保育士等の処遇改善を図り、専門的な知識と技術を持った福祉を担う人材を確保することが求められています。

多様な研修等の機会を活用して、新たに地域で活躍できる人材の発掘・育成と福祉従事者への研修を充実し、福祉を担う専門的人材の確保・定着を目指します。

### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習機会や研修会等へ積極的に参加し、専門的な知識や技術の習得に努めます。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉及び地域活動に関心のある方や専門的な知識を持っている方の発掘と活躍の場の提供に努めます。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知識や技術の習得のため、研修会等の充実を図ります。</li> <li>・地域活動や研修会等を通じて、新たな担い手を発掘し育成に努めます。</li> <li>・福祉従事者の処遇改善に努めます。</li> </ul>

### 【主な取組】

項目	取組
①福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士等の人材の確保・定着（処遇改善）</li> <li>・福祉従事者に対する研修の充実</li> <li>・地域における福祉の担い手となる人材の発掘</li> </ul>
②各種相談員等の養成や研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口等で相談対応にあたる職員の専門的知識・技術の習得</li> <li>・障がい者相談員等の研修</li> </ul>

### 1-3. 地域福祉の担い手の育成・強化

様々な問題がある中、支援を必要とする方が増えているため、住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の任務は重要となっています。

しかし、地域福祉の中心的な担い手である民生委員・児童委員の活動内容は、福祉ニーズや生活環境の多様化・複雑化等により広範囲で負担が大きくなっており、後継者不足という問題があがっています。

団体アンケート調査や住民懇談会でも、「担い手不足」に関する意見が多くみられました。

新たな担い手の育成として、平成 29 年度より各地区に地域福祉推進員を配置し、一人暮らし高齢者等支援が必要な方への声かけや見守り活動を区長や民生委員・児童委員と連携しながら行っています。ただ、団体アンケート調査では地域福祉推進員の活動内容への理解が不足している意見もみられました。まだ地域福祉推進員が未設置の地区もあり、活動も軌道に乗るところまで至っていないため、委託している社会福祉協議会と協力し、情報提供等を行い、協働で地域福祉を推進します。

#### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の活動に協力します。</li> <li>・社会福祉協議会等福祉関係団体の事業に積極的に協力します。</li> <li>・自分の経験や余暇を福祉活動に活かします。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の確保、地域福祉推進委員の推薦に協力します。</li> <li>・近所の情報をまとめ、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員と連携しながら地域での相談対応に努めます。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性に応じた様々な福祉事業が実施できるよう、社会福祉協議会への援助や助言等を行います。</li> <li>・支援が必要な人もできるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各地区に地域福祉推進員を配置し、声かけ、見守り活動などを推進します。</li> </ul>

#### 【主な取組】

項目	取組
①民生委員・児童委員の地域活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員協議会の活性化</li> <li>・民生委員・児童委員の地域活動への支援</li> </ul>
②地域福祉推進員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区に地域福祉推進員を配置することによる見守り活動等の推進</li> </ul>
③社会福祉協議会活動の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助、助言、情報提供等による機能強化</li> </ul>

#### 1-4. ボランティア、NPOの活動支援

少子高齢化に伴い、地域では子どもや若い世代が少なくなっている一方、高齢者は年々増加しています。このような中、地域福祉を進めていく上で重要な力として期待されるのが、ボランティアやNPO等の自主的な活動団体です。本町においては、複数のボランティア団体がありますが、若い世代の減少等により、活動会員や担い手の人材不足という状況になりつつあります。

住民アンケート調査では、現在ボランティア活動に参加している方は6%ですが、条件が合えば参加してみたいという方は47%となっています。さらに、社会の一員として社会のために役立つことを希望している意見も多いことから、若い世代や元気な高齢者が参加しやすくなるような情報提供等の支援の充実が求められています。

人と人とのつながりが希薄となってきている中、子どもたちや子育て家庭は地域での交流が少なくなり、世代間交流を通して地域の高齢者から知識や伝統を学び、思いやりや助け合いの心を育んでいくことが求められています。

ボランティア活動の情報提供や、有償・無償など多様なボランティア活動の形態をPRし、多くの人の参加を促進します。

##### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に興味を持ち、発信された情報を得るよう努めます。</li> <li>・地域のボランティア活動へ積極的に参加します。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動への参加を促進します。</li> <li>・地域のボランティア活動を推進します。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の情報提供を行い、住民の参加を促進します。</li> <li>・ボランティア団体やボランティアサークルの活動を支援します。</li> <li>・社会福祉協議会等と連携、協力してボランティアセンターを設置し、コーディネーターの配置やボランティア登録制度を実施します。</li> <li>・NPOの活動支援策について周知、活用を図ります。</li> </ul>

##### 【主な取組】

項目	取組
①ボランティアの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア情報の提供等ボランティア活動に参加しやすい環境づくり</li> <li>・ボランティアリーダーの育成、学習機会の提供</li> <li>・老人クラブ等既存の活動組織への支援</li> <li>・ボランティアセンターを設置し、コーディネーターの配置やボランティア登録制度の開始</li> </ul>
②青少年ボランティアサークルの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年長者・年少者相互の縦割活動を通じたボランティア体験の機会創出</li> <li>・ジュニアリーダーの育成</li> <li>・青少年ボランティアサークルの育成や活動支援</li> </ul>
③NPOの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形市市民活動支援センターの活用の周知</li> </ul>

## 基本目標 2. 地域福祉サービスの基盤づくり

### 2-1. 利用者の立場に立った福祉サービス制度の推進

少子高齢化に伴い、今後も一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要支援・要介護認定者等の増加が予測されます。さらに、障がい者の支援ニーズや子育て世帯の保育ニーズ等、様々なニーズが増えています。

住民アンケート調査では、安心して生活するために必要な施策としては、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」「豊富な種類のサービスを用意する」などが求められています。

利用者が自分にあったサービスを選択し利用できるよう、情報提供の充実をはじめ、福祉サービス事業者や関係機関との連携を強化し、情報共有や相談支援、助言等を推進します。

#### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から発信されている情報に興味を持ち、必要な情報を入手するように努めます。</li> <li>・自分にあったサービスを選択できるよう、制度やサービスについての情報収集に心がけます。</li> <li>・サービス提供事業者等へ自分や家族の希望や意思を伝え、相談しやすい関係を築くように努めます。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が自分にあったサービスを選択できるよう、制度やサービスについて情報を共有します。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員やボランティア団体、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関との連携を強化し、必要な支援が適切に行えるような体制づくりを行います。</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備を図ります。</li> </ul>

#### 【主な取組】

項目	取組
①苦情解決事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス事業者への説明責任などの意識啓発</li> </ul>
②保健・医療・福祉等関係機関との連携体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けた連携促進</li> </ul>
③ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議による地域包括ケアシステムの実現、各個人のQOL向上</li> </ul>

## 2-2. 日常生活の支援

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は増加傾向にあります。また、障がい者の地域生活への移行が進められており、日常生活において支援を必要とする方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、支援体制を充実していく必要があります。特に、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力やコミュニケーション能力が不十分な方については、本人の権利を擁護し、その人らしく自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度等を周知、利用促進していくことが重要です。

住民アンケート調査では、日常生活自立支援事業の認知は、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が48%と多く、次いで「初めて聞いた」が40%、「制度の内容まで知っている」が7%となっています。また、成年後見制度について、認知度は52%、関心度は37%、利用状況は2%、利用意向は17%となっており、さらなる周知が必要といえます。

今後も、認知症高齢者や障がい者など、自ら判断しサービス等を選択することが困難な方に対して、権利を擁護する取組を充実します。

さらに、生活や仕事等経済的な問題による生活困窮者に対する自立の支援は、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの多様な状況に応じた支援が必要であり、生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。

### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度や日常生活自立支援事業について、理解や知識を身につけ利用できるよう心がけます。</li> <li>自ら支援が必要な方に援助ができるように努めます。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で見守りや声かけを行い、支援が必要と思われる場合には、民生委員・児童委員等と連携し対応に努めます。</li> <li>地域で支援が必要な方に援助ができるよう、体制整備に努めます。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の利用が必要な方に対し、利用促進のための支援を行います。</li> <li>日常生活自立支援事業等権利擁護の周知や活用の促進に努めます。</li> <li>民生委員・児童委員や区長等との連携を強化し、支援が必要な方の把握、相談等の支援を行います。</li> <li>認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症初期集中支援チームなどの関係機関と情報共有・連携体制を整備します。</li> <li>地域での支援が必要な方に援助ができるよう体制の整備を支援します。</li> </ul>

### 【主な取組】

項目	取組
①高齢者・障がい者の自立支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者等が日常生活を自立して生活できるように支援する「日常生活自立支援事業」（県社協）の周知</li> <li>認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等による認知症高齢者やその家族に対する支援の周知</li> </ul>

項目	取組
②生活支援サービスの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援等の日常生活支援サービス体制整備のための支援</li> </ul>
③権利擁護事業の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の利用促進のための支援</li> </ul>
④支援が必要な方の把握と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者自立支援制度等の各種制度の活用</li> </ul>

### 2-3. 福祉に関する相談体制、支援の充実

社会福祉法改正（令和3年4月施行）により、重層的支援体制整備事業が創設されました。支援体制を整備するために、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、3つの支援を一体的に実施することが求められています。

日常生活における悩みや相談は様々で、本町においては町の窓口に加え、身近な相談役として社会福祉協議会や地域包括支援センター、子育て支援センター、民生委員・児童委員等の相談窓口があります。

住民アンケート調査では、福祉に関する情報の入手先として、「町役場の広報「広報なかやま」」が63%と多くなっています。一方で、困ったときの相談相手として、「同居家族」「友人・知人」「同居していない家族」が多く、「民生委員・児童委員」「地域福祉推進員」「町役場の職員」「町社会福祉協議会の職員」などはそれぞれ5%未満となっています。

子育て世帯や高齢者のいる世帯、ひとり親家庭では、子どもの貧困、介護疲れの問題等、子育てや介護に不安や悩みを抱えている場合もあり、一人で悩み、負担を抱えている家庭の負担を解消することが重要となります。その他に、障がい者では「親亡き後」を見据えたサービス提供体制の整備が求められています。

サービスや支援が必要となった時に、どこに相談すればよいか、分かりやすい情報提供と身近な相談体制の充実が求められています。

また、近年、子どもや障がい者、高齢者などに対しての虐待を未然に防ぐとともに早期発見・早期対応が重要なことから、虐待と思われる場合は速やかに通報する義務の周知徹底など、地域における見守り体制を強化し、本人やその家族が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい体制づくりを推進し、地域の実情に合った体制を分野横断的かつ包括的に整備していくことが必要となってきます。

個人や世帯の複合的な課題に対して、必要に応じた適切な支援等が必要となってきます。

#### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困りごとを一人で抱え込まずに、周囲の人や相談機関等に相談します。</li> <li>・日頃から近隣住民との交流を図り、お互いに支援できる関係を築きます。</li> <li>・民生委員・児童委員等身近な相談相手や地域の相談窓口の把握に努めます。</li> <li>・虐待や権利擁護等に関する情報に関心を持ち、理解を深めます。</li> <li>・未然防止のため、虐待と思われる事態を発見した場合は、速やかに通報するよう心がけます。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困りごとを抱えている人には必要な相談機関やサービスにつながるよう支援に努めます。</li> <li>・地域住民が交流し情報交換ができる場の提供に努めます。</li> <li>・地域の見守り体制を強化します。</li> <li>・未然防止のため、虐待と思われる場合や相談があった場合には、速やかに民生委員・児童委員や町へ連絡します。</li> </ul>

項目	取組
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な相談相手として民生委員・児童委員の訪問活動を充実します。</li> <li>・地域における相談窓口の情報提供を行い、相談窓口の充実に努めます。</li> <li>・児童相談所や地域包括支援センター、警察などの関係機関との連携を強化し、相談支援のネットワークを整備します。</li> <li>・地域の課題を共有する場を設け、課題提起し新たな支援方策を検討していきます。</li> </ul>

#### 【主な取組】

項目	取組
①相談体制の充実	・町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、各支援団体等相談窓口の充実
②情報提供の充実	・児童相談所など県の専門的相談機関、生活困窮者自立支援窓口などの情報提供の充実
③虐待や暴力を防止する対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待などを発見した場合には速やかに通報する義務の周知</li> <li>・要保護児童対策地域協議会等による児童虐待防止対策</li> <li>・高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク協議会の活動による高齢者及び障がい者の虐待防止</li> </ul>
④包括的な相談・支援体制の構築	・社会福祉協議会、行政区、民間事業所、民生委員児童委員等が連携した支援等の体制構築

## 2-4. みんなにやさしいまちづくりの推進

町内の公共施設等は、すべてがユニバーサルデザインの考え方を考慮したバリアフリー化となっているわけではありません。

高齢者や障がい者、子育て世帯などが安心して快適な生活を送れるよう、できる場所からバリアフリー化を進めています。既存の施設や歩道の段差など、一部バリアフリー化に対応していない箇所については順次整備を進めていきます。

住民アンケート調査では、町内から引っ越したい理由として、「公共施設が不十分」が26%みられました。

今後も、子育て家庭、高齢者、障がい者などのすべての方に配慮した、利用しやすい施設の整備に努めていきます。

また、施設や道路の段差のバリアフリーのみではなく、高齢者や障がい者等について理解を深め、思いやりや配慮、気軽な声かけなどの支援、心のバリアフリーも重要となっています。

### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 思いやりや助け合いの心を持ち、安全・安心で住みやすいまちづくりに取組みます。</li> <li>• 子ども連れや高齢者、障がい者など、困っている方を見かけたら声をかけ、手を差し伸べるよう努めます。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の危険箇所等を発見した場合、早急に対処してもらえるよう関係機関へ情報提供を行います。</li> <li>• 高齢者や障がい者等への思いやりや配慮、気軽な声かけに努めます。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新設する公共施設等については、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備に取組みます。</li> <li>• 歩道等の段差解消など、既存の施設でバリアフリーに対応されていない箇所については、順次改修に努めます。</li> <li>• 危険箇所等については、早期の改修に努めます。</li> </ul>

### 【主な取組】

項目	取組
①公共施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共施設をはじめ一般住宅等のバリアフリー促進</li> <li>• 多様な人々の存在をお互いに理解し合い、助け合う「心のバリアフリー」の推進</li> </ul>

## 基本目標 3. 住民が安心して暮らせるまちづくり

### 3-1. 地域における支え合いの促進

少子高齢化が進み、住民同士の交流や助け合いが減り、地域社会の問題について、地域住民自らが解決していくための地域力の低下が深刻となっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域をつくるためには、住民一人ひとりが主体となり、地域の連帯を深めることが重要となっています。

住民アンケート調査では、地域内での行事や活動への参加状況については、47%が参加しており、地区別では長崎地区が45%、豊田地区が51%と豊田地区の参加率が高くなっています。一方、地域内での行事や活動に参加していない方は52%みられ、行事や活動に参加していない理由は、「時間にゆとりがないため」「どんな活動が行われているか情報がないため」「参加したいと思わない」などがあげられており、地域内での行事や活動の情報提供を充実させ、誰もが気軽に参加できる環境づくりが求められています。

地域住民同士のあいさつ、地域の行事や活動への積極的な参加等、住民同士の連帯を深め、一人ひとりが地域の一員として役割を持つことを意識していけるよう地域活動の内容について充実を図ります。

また、元気な高齢者が多い本町では、高齢者の知識や経験などを発揮してもらうため、地域の活動へ積極的な参加を促すとともに、老人クラブやシルバー人材センター等の情報を提供し、高齢者の社会参加や就労機会を充実します。

さらに障がい者が住み慣れた地域で生活していくために、日常生活を送る上で必要なサポートを身近な存在である地域住民が行い、障がい者が地域における役割を見つけ、一人ひとりが思いやりとやりがいを持って生活できるよう努めていきます。

#### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"><li>日頃から地域住民に対しての声かけや高齢者、障がい者の見守り活動を心がけます。</li><li>地域活動の情報を確認し、積極的に参加することを心がけます。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の見守り活動を行い、地域で支え合うまちづくりを目指します。</li><li>地域の活動への参加を呼びかけます。</li></ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"><li>老人クラブやシルバー人材センターの情報提供や活動支援を行います。</li></ul>

#### 【主な取組】

項目	取組
①地域における連帯意識の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>あいさつ、近所付き合い、地域行事への参加</li><li>地域の自治活動の活性化</li></ul>
②住民一人ひとりの地域での役割づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>住民の出番の創出と社会に役立つ実感の創出</li></ul>

項目	取組
③高齢者や障がい者等の社会参加や就業機会の拡大促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域における役割創出の促進</li> <li>• 各種情報の提供</li> <li>• 老人クラブ、シルバー人材センターへの支援</li> </ul>

### 3-2. 地域社会での孤立防止

核家族化や少子高齢化の進行により、核家族や一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等が増加しています。

今後も高齢者の増加は進行していくと予想され、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等、見守りを必要とする世帯への支援が求められています。

また、地域住民のつながりが希薄となっており、子育てや介護をしている家庭の孤立が懸念されます。

住民アンケート調査では、特に気になる地域の問題として、「孤独死等を防止するための見守りや安否確認」が34%、「生活困窮者（経済的に困っている家庭など）」が22%と多くみられました。また、孤立を防ぐために有効な取組は、「隣近所や町内会による声かけ・見守り活動」「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」「地域で気軽に集える交流活動」などが多くみられました。

本町では、民生委員・児童委員による相談活動や社会福祉協議会、子育て支援センター、地域包括支援センター等による相談を行っています。

しかし、身近なところで話を聞いてくれたり、アドバイスをしてくれたりする相手がいるだけで、悩みや不安を抱える家庭には大きな手助けになる場合もあることから、誰もが気軽に集える居場所づくりや地域における見守り体制を推進します。

#### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から地域住民に対しての声かけや高齢者、障がい者の見守り活動を心がけます。</li> <li>・ご近所同士で声をかけあい、地域行事等に積極的に参加します。</li> <li>・地域住民との交流を深めるためサロン等の開設、運営に協力するとともに積極的に利用します。</li> <li>・民生委員・児童委員、地域福祉推進員の活動に協力します。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員や地域福祉推進員、地域のボランティア等の身近な関係者と連携し、見守り体制を強化します。</li> <li>・住民の居場所づくりになるよう、サロン等の開設に努めます。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進員を各地区に配置し、民生委員・児童委員と連携して支援を必要としている方への声かけ、見守り活動を推進します。</li> <li>・地域の交流の場として地域におけるサロン等の開設を支援します。</li> </ul>

【主な取組】

項目	取組
①地域で支え合う 仕組みづくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民による見守りと助け合い</li> <li>・認知症サポーターの養成</li> <li>・各地区に地域福祉推進員の配置による、民生委員・児童委員と連携した見守り・声かけの推進</li> <li>・見守り・声かけ等による自殺対策の推進</li> <li>・高齢者・障がい者等の世帯への除排雪の支援</li> </ul>
②地域における 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの活動</li> </ul>
③世代間交流の 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事等への参加</li> <li>・子どもから大人まで、誰もが利用できるサロン等の開設</li> </ul>
④居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区公民館や空き家等を活用したサロン等の開設</li> </ul>

### 3-3. 災害時等の要支援者対策の推進

東日本大震災以降、台風や大雨等の自然災害による被害等により、地域における助け合いや支え合いの大切さが再確認されています。

災害等の緊急時に一人で避難が困難な方の状況把握が重要となっています。

住民アンケート調査では、暮らしの中での不安や悩みとして、「地震や大雨などの災害のこと」が29%と多くみられ、地区別にみると豊田地区が19%ですが、長崎地区が32%となっています。また、近くに住む避難行動要支援者は、「わからない」が33%、「一人暮らしの高齢者の方」が25%となっています。さらに、災害に備えて必要なことは、「要支援者の把握」「救援物資の備蓄」「要支援者の避難誘導の仕組み」などが多くみられました。

一方で、団体アンケート調査では、地域で気になることや問題と感ずることとして、「災害などの非常時の協力体制が不安」という意見も多くみられました。

本町では、地域防災計画に基づく、避難行動要支援者名簿を作成しました。今後は、避難行動要支援者名簿登載者を基に本人の同意を得た場合は災害時における個別計画の作成を支援するとともに、緊急時の要配慮者の避難行動を支援していきます。

また、冬期間の除排雪作業は、高齢者や障がい者にとって危険で大きな負担となっています。地域のボランティアや近隣住民等による高齢者や障がい者の見守りを強化し、除排雪が困難な方を支援するとともに、安否確認を行います。

#### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における福祉活動やボランティア活動に積極的に参加します。</li> <li>・災害時等の避難場所や避難経路を確認します。</li> <li>・緊急時に適切な対応ができるよう、応急・救命手当て方法の知識を学びます。</li> <li>・必要に応じて避難行動要支援者名簿への登録を行います。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織と自治体等、関係機関の連携体制を強化します。</li> <li>・地域住民同士で連携し、除排雪の支援が必要な世帯の手助けを行う取組を促進します。</li> <li>・避難行動要支援者に対しては、個別計画作成・支援を行います。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に適切な対応ができる体制づくりを推進します。</li> <li>・避難行動要支援者名簿登録制度の周知を図ります。</li> <li>・区長、民生委員・児童委員や地域福祉推進員等と連携し、要支援者の個別支援計画の作成を進めます。</li> </ul>

#### 【主な取組】

項目	取組
①要支援者の把握・情報交換と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の作成</li> <li>・地区、自主防災組織、民生委員・児童委員等の連携による避難支援</li> </ul>
②除排雪の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者等の世帯への除排雪の支援</li> </ul>

### 3-4. 安全・安心対策の推進

昔ながらのご近所付き合いがある地域では、自主防災意識も強い傾向にありますが、若い年代や世帯が多い地域では、地域の交流や協力等地域力が弱まっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域全体での協働のまちづくりが必要です。地域住民一人ひとりが、自分の地域を自分たちで守るという自主防災・防犯意識を持ち取組むことが重要です。

住民アンケート調査では、地域の問題や課題として、「つながりが希薄化し連帯が不足している問題」が37%、「世代間交流が不足している問題」が29%となっています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている人をはじめ、すべての人がお互いに支え合い、助け合い、安全・安心なまちづくりを推進していくことが必要です。

地域の子どもや高齢者をはじめ、すべての人にとって安全・安心なまちづくりを目指し、住民・地域・関係機関と連携・協働した取組を推進します。

また、高齢者などを対象とした特殊詐欺などの犯罪に絡む電話等が増加しています。一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、被害に遭いやすい世帯への被害を未然に防ぐため、地域や関係機関による注意喚起や見守り、情報提供の充実を図ります。

#### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から近隣住民と交流・連携し、災害時等に声をかけ合い協力し合います。</li> <li>・自主防災意識を持ち、避難場所・避難経路を確認します。</li> <li>・地域防災訓練等へ積極的に参加します。</li> <li>・災害発生時には、防災機関が行う防災活動と連携・協力します。</li> <li>・不審な電話や訪問があったら、一人で考えずに身近な人に相談します。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや高齢者等の安全確保のため、立哨等の自主的な地域安全活動に取組めます。</li> <li>・自主防災組織の結成や強化に努め、防災訓練を実施します。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団入団促進の取組に協力します。</li> <li>・防犯パトロールの実践で犯罪を抑止し、青少年育成活動に取組めます。</li> <li>・子どもや高齢者等の安全確保のため、立哨等に取組めます。</li> <li>・特殊詐欺等の被害に遭わないよう、広報等で注意喚起や情報提供を行います。</li> <li>・なかやま健幸くらぶ事業の推進により、町の中を歩く人を増やし防犯対策にもつなげます。</li> </ul>

#### 【主な取組】

項目	取組
①自主防災組織の整備	・「地域の安全は地域で守る」自主防災組織の整備促進

項目	取組
②防犯対策、交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 警察、各団体と連携し防犯啓発活動の展開</li> <li>• 交通安全専門指導員を設置し、交通安全教室や広報活動の充実化の推進</li> <li>• 交通指導員を設置し、児童生徒の安全を確保</li> <li>• かもしかクラブを中心とし、幼児の交通事故防止教育と親子交通安全教室の実施</li> <li>• 飲食店を訪問しての飲酒運転撲滅運動</li> </ul>
③消費者問題の対策推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 振り込め詐欺等新たな手口の詐欺、犯罪被害の防止のための高齢者等への意識啓発</li> <li>• 消費生活相談体制の充実</li> <li>• 地域における見守り支援の充実</li> </ul>

## 基本目標 4. 地域共生社会の実現に向けたまちづくり

### 4-1. 就労に困難を抱える地域住民への横断的な支援

住民アンケート調査では、特に気になる地域の問題として、「生活困窮者（経済的に困っている家庭等）」が22%と比較的多く、「ひきこもり・とじこもり」は20%みられました。

生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労が難しい方には関係機関と協議しながら状況に応じた支援を行っています。

就労困難者が、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる「雇用・就労」を実現できる社会の実現を目指し、地域社会や関係機関等との連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用就労支援に関わる多様な事業を展開することが必要となります。

#### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"><li>• できることにチャレンジします。</li><li>• 必要な情報収集に努めます。</li><li>• 人との関わりを心がけます。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>• 各種団体が連携し、情報収集に努めます。</li><li>• 地区内交流を通じ、人とのコミュニケーションを高めます。</li></ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"><li>• 社会福祉協議会に配置した生活自立支援相談員及び、東南村山地域生活自立支援センターと連携し支援を図ります。</li><li>• 相談や啓発活動、雇用機会の創出、多様な働き方の実現に向け、支援を図ります。</li><li>• 住民・求職者・事業者へ向けた情報提供を図ります。</li></ul>

## 4-2. 自殺予防の支援

住民アンケート調査では、特に気になる地域の問題として、「自殺、心の健康問題」は16%みられました。

状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組みが求められています。

自殺対策の視点も踏まえて各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できるため、自殺対策基本法に規定される当町の「いのち支える中山町自殺対策計画」と調和を図りながら施策を推進します。

### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養、運動、休養、睡眠の確保を心がけます。</li><li>・一人で悩まず相談します。</li><li>・心の健康づくりについての知識を深めます。</li><li>・家族、職場、友人との交流や生きがいづくりに努めます。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域でのさり気ない見守り、声かけ、傾聴を心がけます。</li><li>・交流の場の充実を図ります。</li><li>・自殺予防に関する研修会に参加します。</li></ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談業務の充実や情報提供等により、自殺などの社会的な問題発生の防止に努めます。</li><li>・小中学校や教育委員会と連携し、児童生徒を対象に「SOSの出し方に関する教育」の実施に向けた検討を行います。</li><li>・民生委員・児童委員、地区組織など、自殺のサインに気づき、身近な支え手となりうる団体等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を積極的に呼びかけます。</li></ul>

#### 4-3. 保健医療、福祉等の支援を必要とする住民への社会復帰支援

住民アンケート調査では、再犯防止のために取組むべきものとして、「わからない」が33%、「再犯防止について広報・啓発活動をする」が30%、「民間協力者に場所の提供や財政的な支援をする」が28%となっています。また、再犯防止の取組についての考えとして、「自分がやることは難しいが取組は必要だと思う」が59%、「取組んでいる人や団体を応援したい」「わからない」がともに15%となっています。

「再犯の防止等の推進に関する法律」の成立を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ、地域生活を送る上で支援を必要とする地域住民に必要な保健医療、福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供することが必要となります。

加えて、地域生活を可能とする施策を総合的に推進するための方策や体制を整備し、地域福祉と一体的に展開することが必要です。

##### 【自助・共助・公助別の取組】

項目	取組
住民一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自分のできることを協力します。</li> <li>• 行政サービス、福祉サービス等の知識を深めます。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政サービス、福祉サービスで対応できない部分の地域生活を支援します。</li> <li>• 各種団体と連携し、地域の情報収集に努めます。</li> <li>• 行政への情報提供や相談窓口につなげます。</li> </ul>
町や関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護司会と連携し、社会復帰に向けた取組と再犯防止に向けた取組の支援を行います。</li> <li>• 日常生活の相談・支援・交流活動等を行うことにより、要援護者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ります。</li> </ul>

## 重点プロジェクト

### (1) 地域福祉の担い手の強化

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、お互いに支え合い、助け合うことが必要です。特に高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている人には社会から孤立しないよう、声かけ、見守りが重要です。

そこで、地域の協力を得て、「地域福祉推進員」の全地区への配置を目指し、区長や民生委員・児童委員と連携しながら高齢者や障がい者世帯などに対する声かけ、見守り活動を行うとともに、地域の福祉活動を支援します。

【地域福祉推進委員配置状況と目標値】

	実績値				目標値	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
地区数	56	56	56	52	60	65
推進委員	55人	55人	55人	50人	61人	66人

資料：社会福祉協議会

### (2) ボランティア、NPOの活動支援

今後の地域福祉を進めていく上で重要なのは、ボランティアやNPOなどの自主的な活動団体です。現在活動している団体が複数ありますが、若い世代の減少による会員や担い手の人材不足が共通の課題です。

一方で、時間等の条件が合えばボランティアに参加したいと思っている方が多くなっており、社会のために役に立ちたいという意見も多くなっています。若い世代や元気な高齢者が参加しやすくなるような支援の実施が重要になっています。

そこで、ボランティアやNPOに関する情報提供をはじめ、リーダーの育成、学習機会の提供などの活動支援を推進するとともに、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアセンターの設置や登録制度などのボランティア支援の充実を図ります。

【地域福祉推進委員配置状況と目標値】

	実績値				目標値	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
登録者数	5人	9人	10人	9人	10人	12人

※個人で登録した状況

資料：中山町社会福祉協議会（令和7年3月31日現在）

### (3) 地域社会での孤立防止

これからは地域全体でお互いに支え合うことがより重要になっていきます。そこで、区長や民生委員・児童委員、地域福祉推進員の関係者が情報共有や連携強化の促進のため、地区単位の三者懇談会を開催し、問題や課題などの解決につなげます。

また、地域において空き家や公民館を利用し、誰もが気軽に立ち寄れるサロンの開設など、交流の拠点となる場所の設置を支援します。他者との関わりが薄れている中で、閉じこもり防止のためにも近所の方を誘って、子どもから大人まで集える居場所づくりを促進します。

【サロン開設の状況と目標値】

	実績値				目標値	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
サロン開設箇所数	2	3	3	3	3	5

資料：健康福祉課（介護・生活支援サービスの通所型サービスB）

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 多様な担い手との協働による計画の推進

本計画の基本理念である「安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり」を実現するため、住民・地域社会・行政・福祉事業者などの関係機関が互いに連携し、それぞれの役割を分担しながら本計画を推進していきます。

#### (1) 住民の役割

住民一人ひとりが地域を支える重要な一員としての意識を持ち、地域福祉の担い手として地域活動やボランティア活動への積極的な参加や地域住民同士の支え合い・助け合い等、住民の誰もができる役割を果たしながら、「安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり」を目指します。

#### (2) 地域社会の役割

地域福祉を推進するためには、地域住民の連帯を強め、地域一体となって取組むことが大切であることから、地区役員、民生委員・児童委員、地域福祉推進員等地域で活躍する方をはじめ、様々な地域の活動団体と連携・協働して福祉活動を推進します。

#### (3) 町の役割

住民ニーズの把握に努め、広報紙やホームページ等による分かりやすい情報提供、相談体制の充実、福祉サービスの充実等の施策を進めます。

また、地域住民の地域福祉への関心を高める取組を行うとともに、中山町社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めます。

### 2. 中山町社会福祉協議会との連携による計画の推進

中山町社会福祉協議会は、福祉関係団体の運営支援や中山町の福祉行政のパートナーとして福祉諸制度の対象とならない方々への支援を含め、地域の特性に応じた様々な福祉事業に取り組んでおり、地域福祉を推進する上で中心的な役割を担っています。今後も、中山町社会福祉協議会と連携を図りながら各施策を推進します。

### 3. 計画の進行管理

地域福祉計画を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況や改善点を把握するとともに、計画の効果的な推進に向けた検討を行う等、計画の進行管理を適切に行う必要があります。

中山町地域福祉計画推進委員会において進捗状況の評価及び進行管理を行うとともに、関係部局との連携を図りながら、進捗状況や課題を把握し、問題の解決策の検討を行います。

## 資料編

1. 計画の策定経過
2. 中山町地域福祉計画推進委員会設置要綱
3. 中山町地域福祉計画策定委員会委員名簿
4. 用語の解説

資料編 後日追加予定